

家計改善支援等のあり方について

1. 生活困窮者家計改善支援事業について

【データに関する留意事項】

※ 生活困窮者自立支援統計システム

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
 - ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。
- システムのデータは令和3年9月3時点。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業報告書」（一般社団法人北海道総合研究調査会）

- ・ 536件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.2%）の回答を集計。

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（一般社団法人北海道総合研究調査会）

- ・ 546件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：60.2%）の回答を集計。

1 - 1. 生活困窮者家計改善支援事業のあり方 について

家計改善支援事業について

○ 生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行う事業ではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

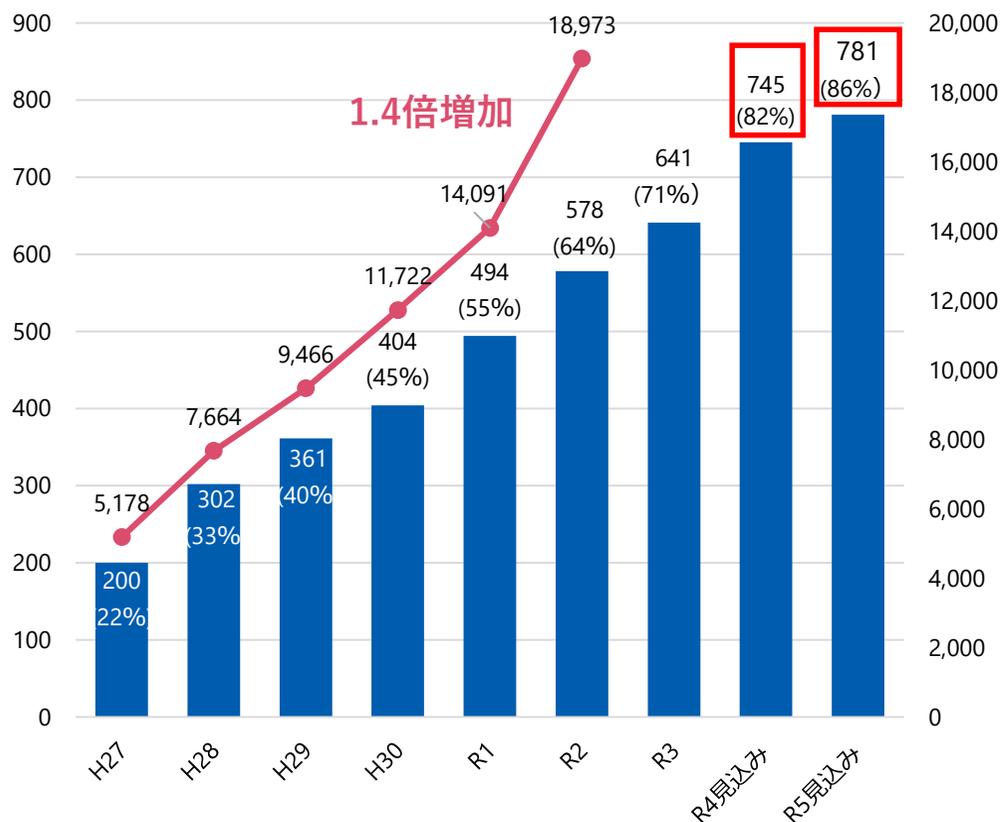
効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

家計改善支援事業の現状①

- 家計改善支援事業の実施自治体数は毎年増加しており、令和4年度は8割を超える見込みとなっている。また、コロナ禍の影響により、令和2年度の利用者数は令和元年度と比べ約1.4倍の増加となっている。
- 家計改善支援事業は、直営方式との併用を含めて約9割の自治体が委託により実施しており、委託先は社会福祉協議会が約6割となっている。

1. 実地自治体数の推移



(出典) H27～R3：令和2年度事業実績調査
R4～R5：令和3年度任意事業実施予定状況調

2. 運営方法

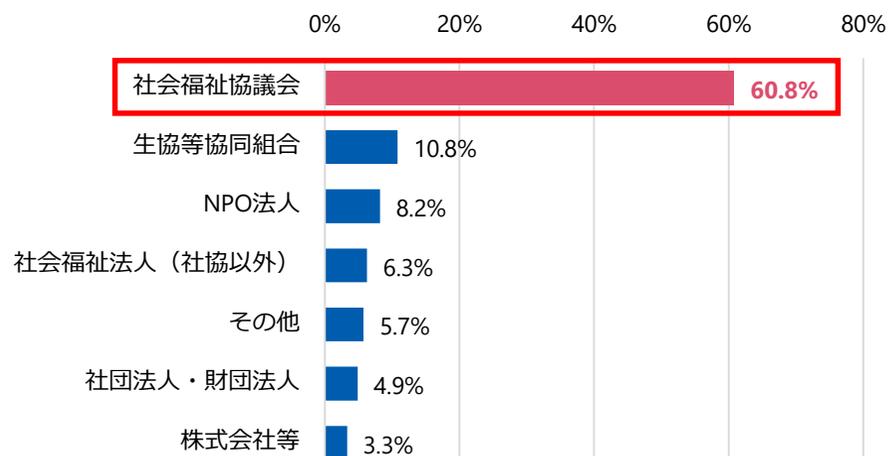
n=641



(出典) 令和2年度事業実施状況調査 (令和3年9月時点の実施状況より)

3. 委託先

n=574 (複数回答)



家計改善支援事業の現状②

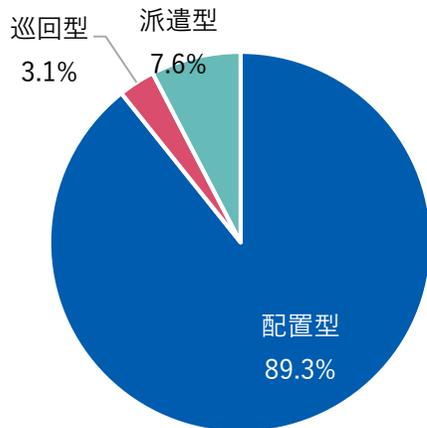
- 令和2年度の家計改善支援事業の支援担当者は平均約1.96名（専任の担当者は約27.0%）となっており、約9割は配置型となっている。
- 利用者像としては、「家計の収支バランスが悪い」、「債務整理や滞納に関する課題を抱えている」、「家計の状態を把握できない」といった相談者が多い。

1. 支援員の配置状況

従事者数

1,311人（1自治体当たり平均1.96人）
※ 支援員の実人数は1,173人（うち専任は317人）
※ 人口10万人当たりの平均家計改善支援員数は1.21人

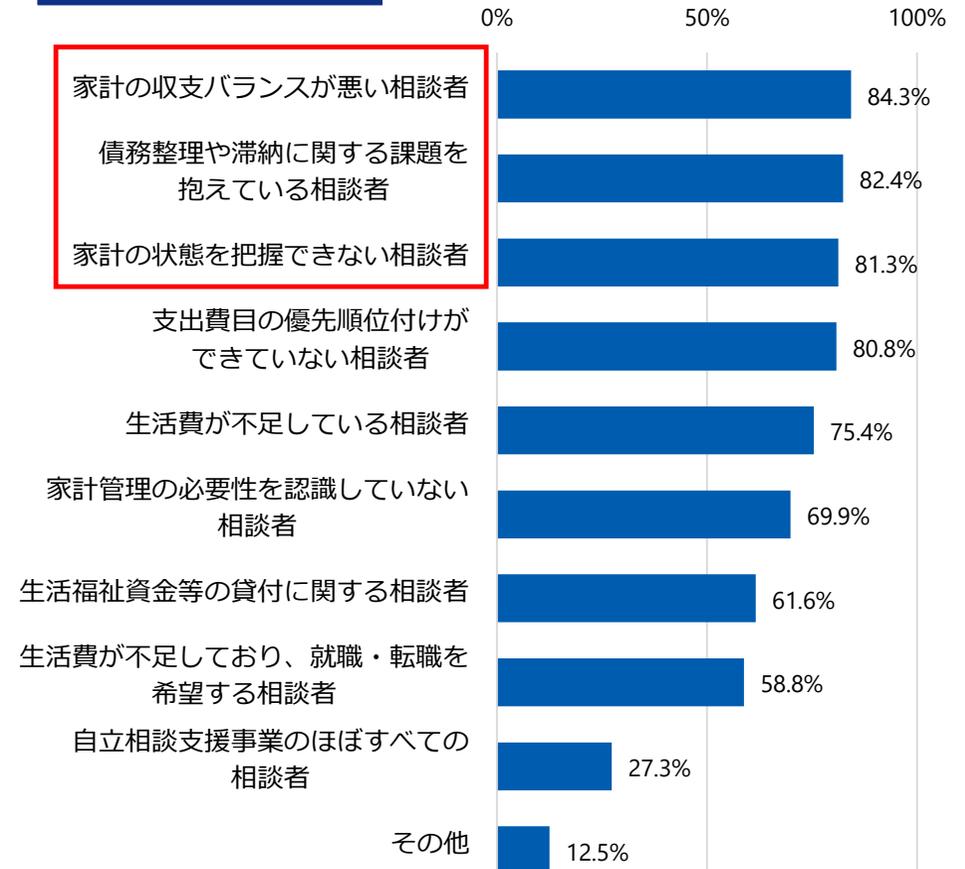
2. 支援員の配置方法



(※1) 巡回型
複数の自治体と共同実施しており、各拠点を巡回する方法
(※2) 派遣型
単一の自治体との契約により、定期又は不定期で相談員を派遣する方法

※令和2年度事業実績調査

3. 利用者像

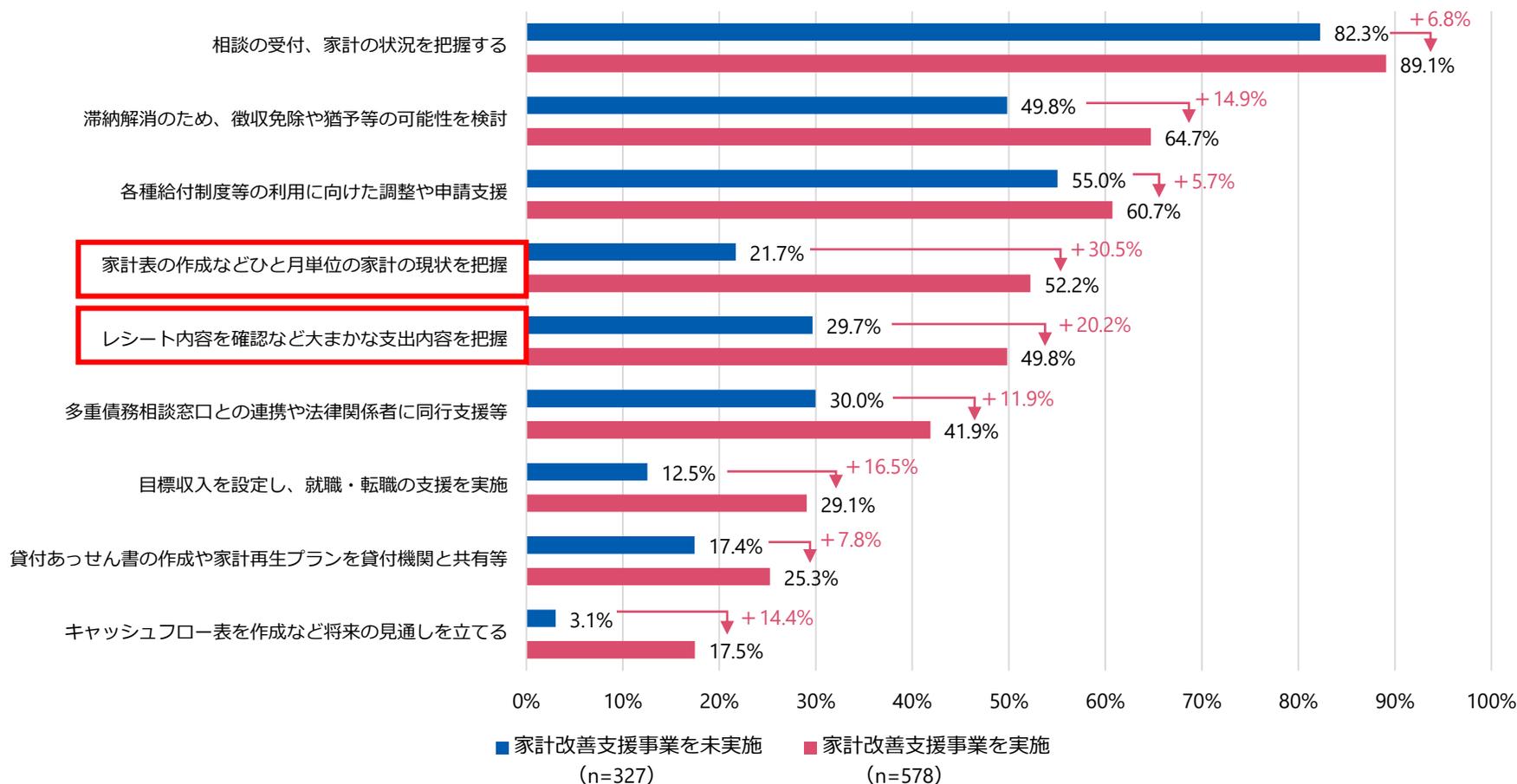


※令和2年度事業実績調査

自立相談支援事業における家計支援との比較

- 自立相談支援事業における家計支援について、家計改善支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「実施頻度は高い」と回答している割合が高く、支援対象者に対して実施できている家計支援の程度が充実している傾向にある。

「実施頻度が高い」と回答した支援内容



※「対象像を問わずほとんど常に実施」「対象像に応じて実施し頻度は高い」と回答した件数を計上したもの。

家計改善支援事業の効果（支援効果の事例）

- 家計改善支援事業を利用することによって、税・保険料の滞納が改善された効果が見られている。

千葉県千葉市

人口約97.8万人
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 347件

令和2年4月～令和3年3月

市県民税の滞納：22件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：341万円

固定資産税の滞納：9件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：265万円

国民健康保険料の滞納：30件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：548万円

熊本県阿蘇市

人口約2.5万人
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 77件

令和2年4月～令和3年3月

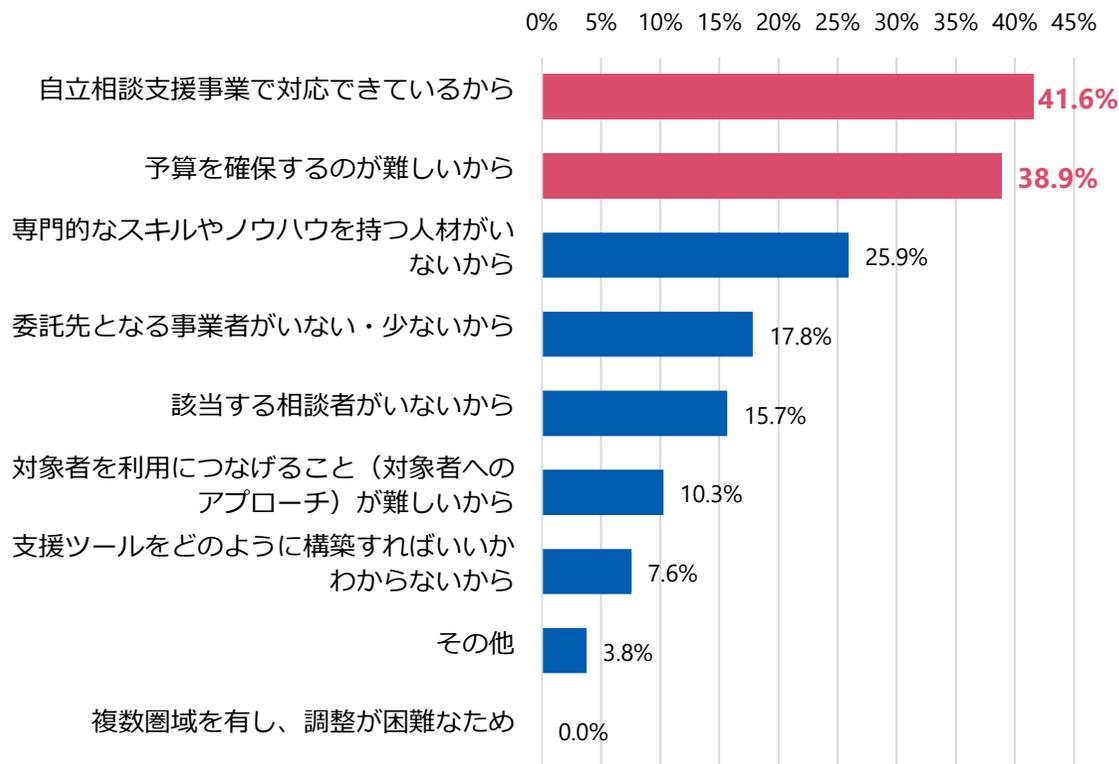
国民健康保険税、市県民税、公営住宅家賃、保育料等の滞納：35件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：1,572万円
令和2年度中の納税・納付済み額：131万円



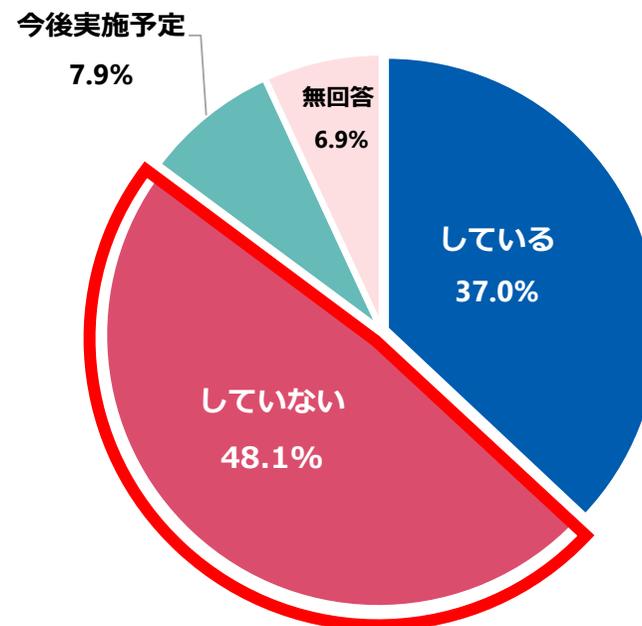
家計改善支援事業の課題（実施しない理由）

- 家計改善支援事業を実施していない理由は、「自立相談支援機関で対応できているから」の割合が41.6%と最も高く、次いで「予算を確保するのが難しいから」が38.9%であった。
- 家計改善支援事業の利用ニーズの把握について、「していない」との回答が48.1%であった。

家計改善支援事業を実施していない理由



家計改善支援事業の利用ニーズの把握をしているか



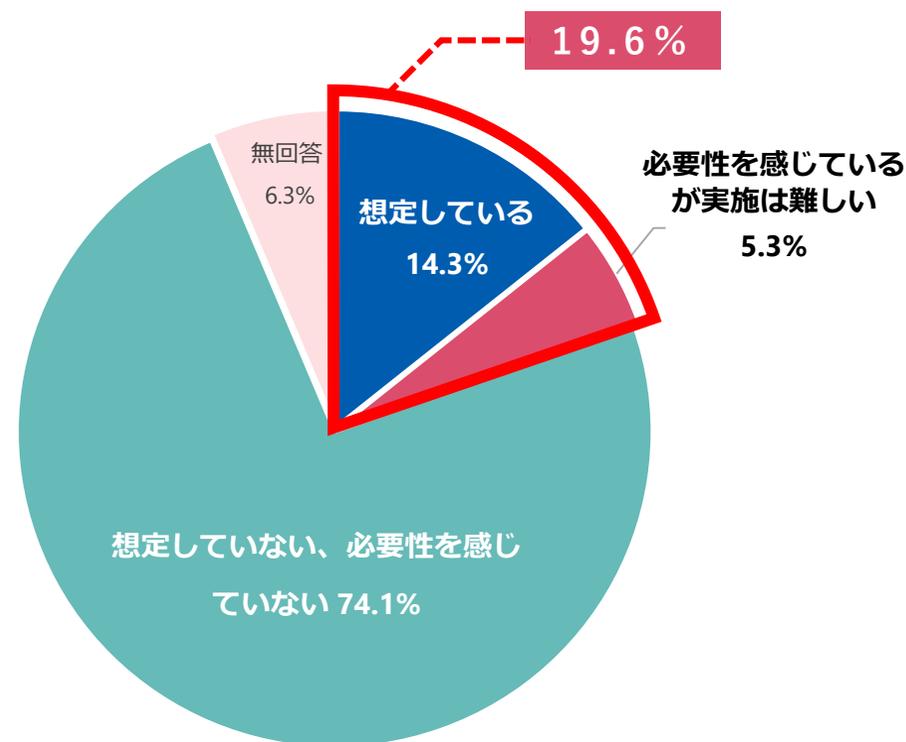
家計改善支援事業の課題（広域実施の想定有無）

- 家計改善支援事業の実施について検討する場合、広域実施の想定について「想定している」、「必要性を感じているが実施は難しい」は19.6%であった。

事業実施の検討で広域実施の想定するか

項目	割合	回答数
想定している	14.3%	27
必要性を感じているが、実施は難しい	5.3%	10
想定していない、必要性を感じていない	74.1%	140
無回答	6.3%	12

(n=189)



1 - 2. 他制度との連携について

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

創設年度

昭和30年度

実施主体

都道府県社会福祉協議会

目的

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

貸付対象

- (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
- (障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- (高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

資金の種類

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

貸付金利率

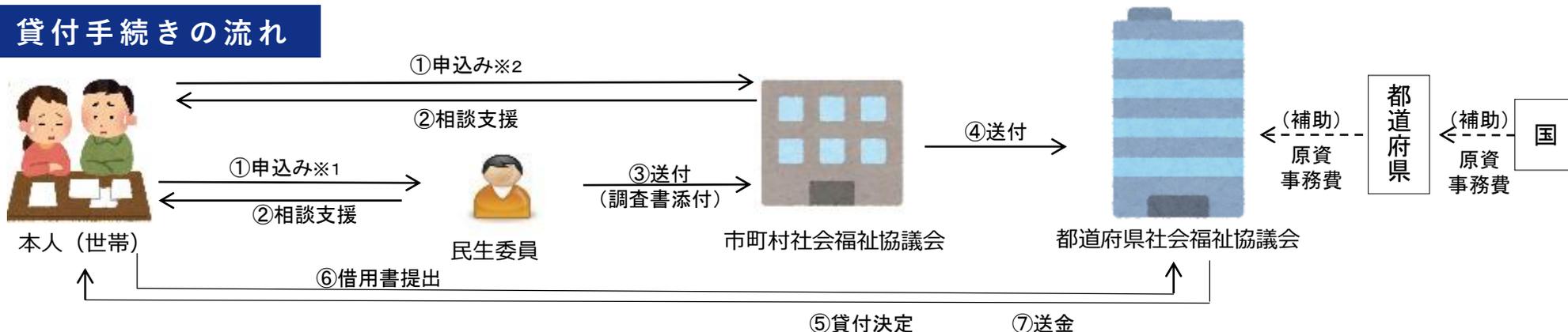
- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子

注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(R4.4.1時点年1.10%)のいずれか低い利率

※ 貸付の決定に当たっては、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

生活困窮者自立支援制度との連携

○ 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。

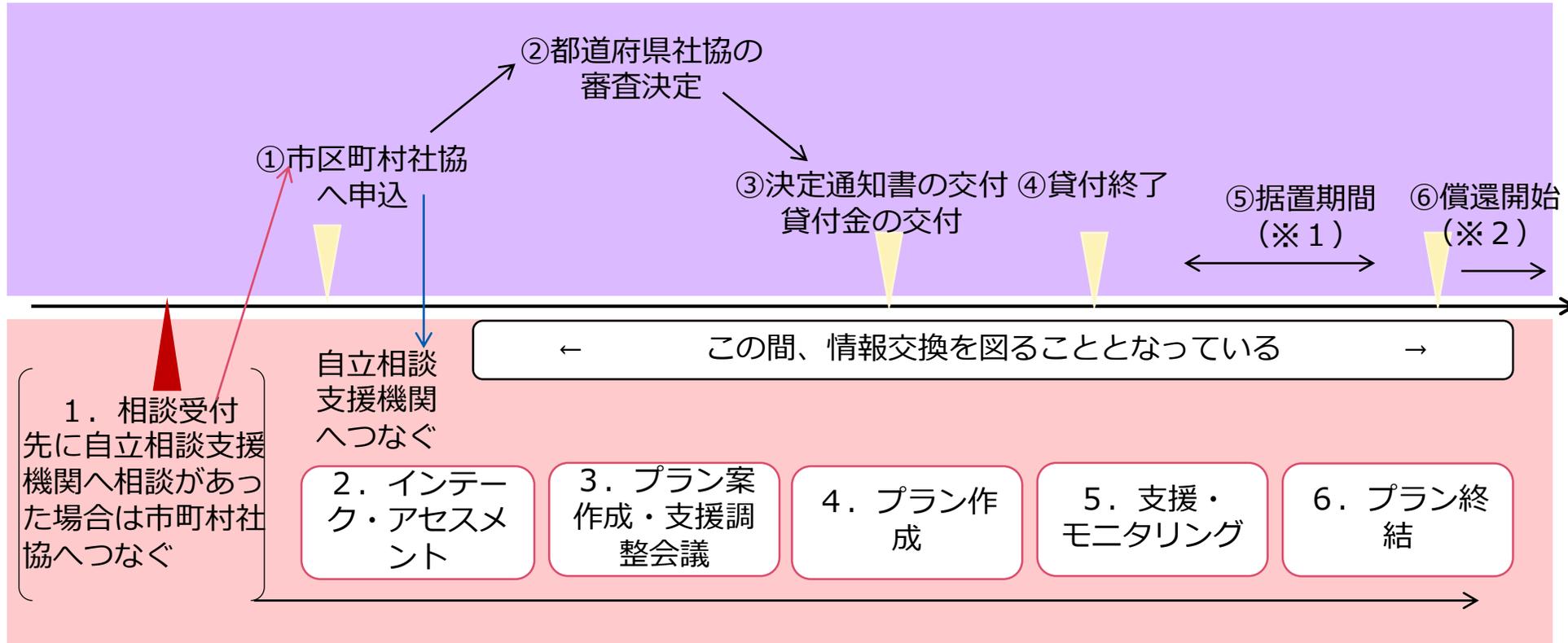
○ その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。

※ 自立相談支援事業のプラン作成（2～4）と貸付の審査決定・貸付金の交付等（②～③）のタイミングや、プラン終結（6）と償還開始（⑥）のタイミングは、個別ケースにより様々。

【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】

生活福祉資金担当

自立相談支援機関



※1：総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。

※2：総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

家計改善支援事業の現状（生活福祉資金貸付事業との連携）

- 家計改善支援事業の支援のうち生活福祉資金の貸付あっせん書を作成した者について、貸付決定されたものは約9割。
- 貸付に至らなかった理由のうち「その他」「わからない」を除いて最も多いのは「貸付要件に該当しなかった」である。
- 貸付利用希望者に対する支援として、「償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている。」と回答する自治体は約4割となっている。

(※) 家計改善支援機関において確認した内容を記載。

① 貸付あっせん書の作成件数

(n=578)

項目	件数	割合
支援内容として、生活福祉資金の貸付あっせん書を作成した者の件数	15,559	—
うち、貸付決定された件数	13,242	85.1%
うち、貸付決定されなかった件数	1,517	9.7%
不明	800	5.1%

② 貸付に至らなかった理由

(n=1,517)

(複数回答)

項目	件数	割合
貸付要件に該当しなかったため	278	18.3%
相談または申請時点で非就労であったため	46	3.0%
相談または申請時点で債務があったため	124	8.2%
既に生活福祉資金を借りており、未償還であったため	8	0.5%
申請内容に疑義があったため	5	0.3%
わからない	978	64.5%
その他	78	5.1%

③ 社会福祉協議会（生活福祉資金担当者）との連携状況

(n=578)

連携のタイミング		ほぼ毎日	週2~3回	週1回程度	月2回程度	月1回程度	月1回より少ない	なし
相談受付～貸付前	件数	230	82	54	32	37	54	89
	割合	39.8%	14.2%	9.3%	5.5%	6.4%	9.3%	15.4%
貸付開始～償還まで	件数	161	24	30	31	100	89	143
	割合	27.9%	4.2%	5.2%	5.4%	17.3%	15.4%	24.7%
償還開始後	件数	140	6	9	15	89	114	205
	割合	24.2%	1.0%	1.6%	2.6%	15.4%	19.7%	35.5%

④ 貸付利用希望者に対して実施している支援内容

(n=494)

項目	件数	割合
1. 貸付あっせん書の作成のみ行っている。	170	29.4%
2. 1に加え、社協への貸付申込みにあたり、同行支援を行っている。	98	17.0%
3. 2に加え、償還の目処が立つまで支援を行っている。	99	17.1%
4. 3に加え、 償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている。	211	36.5%

家計改善支援事業の活用事例 ～ 特例貸付との連携 ～

【世帯の状況】 2人世帯

相談者：A（40代・男性）

B（50代・女性） 自営業

夫婦でキッチンカーにて食べ物の販売をしているが、コロナで収入が35万円から0円になり、社協の特例貸付を申請、その際に自立相談支援機関の面談をきっかけに家計改善支援事業を利用した。ほか、持続化給付金等の制度を活用している。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント

・初回の面談から、家計改善支援員も同席し相談時家計表の作成を行った。

- Aさんの家計は生活費と事業費が明確に分けられていなかったため、それぞれの仕分けを行った。
- コロナ関係の制度を利用していたが、住居確保給付金の制度は知らなかった。

家計再生プラン作成

【プランの目標】

- ・家計の見える化を図り、数ヶ月先の生活の見通しを立てる。

【プラン内容】

- ・家計計画表を作成し、コロナ関係の制度を利用している間の家計の見直しを行う。
- ・住居確保給付金の申請を行う。

支援提供

- ・生活費と事業費の区分けを行い、整理。
- ・住居確保給付金の申請手続きを手伝い、月1回の定期面談を実施。売り上げの状況を確認。
- ・数ヶ月先の家計の状況をキャッシュフロー等を用いて見える化。
- ・増収に向けた本人の動きを一緒に確認し、本人の気持ちに寄り添った。
- ・特例貸付申請のため、社協に家計計画表や情報提供書の提供を行い連携した支援ができるようにした。

終結

・生活費と事業費の整理され相談者自身で家計管理が出来るようになった。少しずつ増収が図られていることもあり1年後の評価終了後終結。その後も定期的に電話連絡を行い状況の把握を行っている。

【家計改善支援事業による効果】

- 定期的な面談のタイミングで家計の状況を把握し、生活の振り返りを一緒に行ったこと。
- コロナ関係の他制度利用へのつながりを行った。家計の見える化をしたことで、貸付や給付が終了した後の生活について本人が具体的に見通しが立てられるようになった。

第二期成年後見制度利用促進基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度予算額(令和3年度予算額)
37,500千円(一千万円)

【要旨】

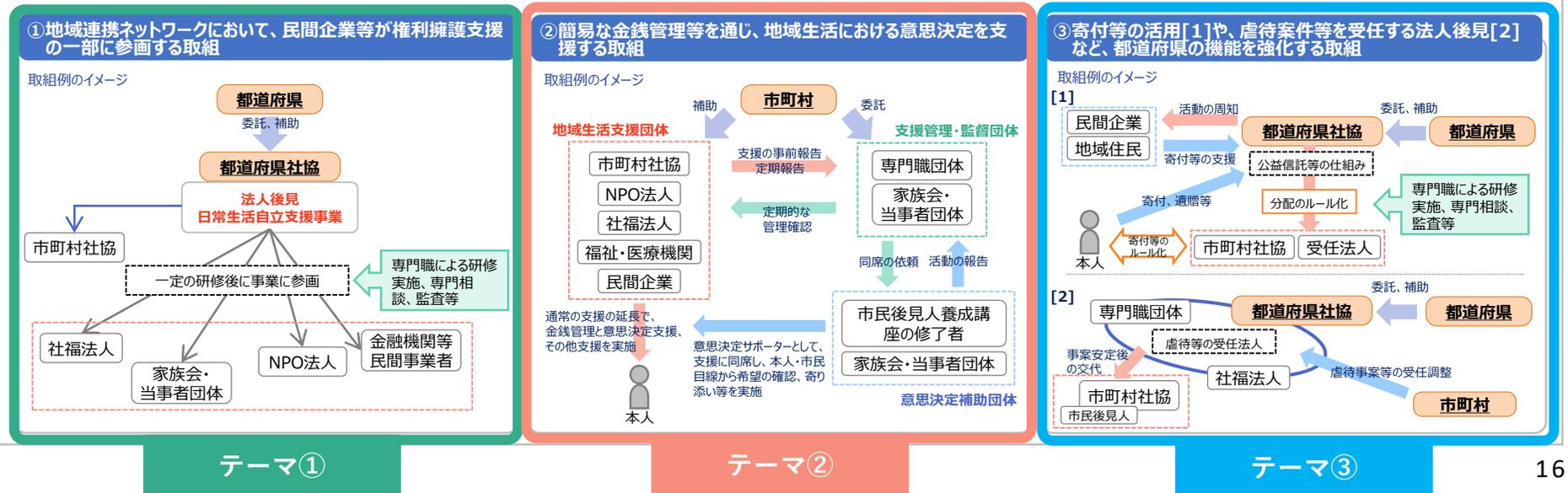
- 第二期基本計画期間(令和4年度～8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

事業内容

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4



特に御議論いただきたい事項

特に御議論いただきたい事項

生活困窮者家計改善支援事業のあり方

- 家計改善支援事業は、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活の立て直しや特例貸付の償還など、特にコロナ後の相談支援において欠かせない支援であることや、近年の実績等を踏まえ、**必須事業化についてどのように考えるか。**
その際、現行の広域実施の事例も踏まえつつ、**小規模自治体においても事業を実施できるようにするための方策についてどのように考えるか。**
- **家計改善支援事業の効果的な支援について、支援手法の標準化や事業の効果検証のあり方を含め、どのように考えるか。**また、より効果的な質の高い支援を実現するためには、自立相談支援事業からのつなぎの体制、人員配置の考え方、委託のあり方、相談体制の整備などの**運用面も併せて検討する必要があるのではないか。**

他制度との連携

- **特例貸付を含め生活福祉資金の貸付との連携について、どのような方策が考えられるか。**
- 本人の判断能力が不十分であり、日常生活に支障が生じている場合や本人保護など権利侵害の回復支援の視点から金銭管理の支援が必要な場合は、**社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度**につなぐことも想定される。日頃から**これらの事業・制度との連携を進めることが重要であるが、そのための方策についてどのように考えるか。**
- 家計改善支援事業が税・保険料等の滞納に効果的であるとの指摘があることから、税・保険部局を含め関係部局との連携をさらに進めることが重要であるが、税・保険部局を含む**関係部局等との連携強化を進めるための方策についてどのように考えるか。**

2. 被保護者に対する家計改善支援等の あり方について

2 - 1. 被保護者家計改善支援事業について

被保護者家計改善支援事業について

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。
(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)「被保護者家計改善支援事業の実施について」)
- 生活保護受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- ※ 別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 補助割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和4年度予算額：被保護者就労支援準備事業29.1億円の内数
- 実施自治体数：77自治体(令和3年度実績)

事業内容

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

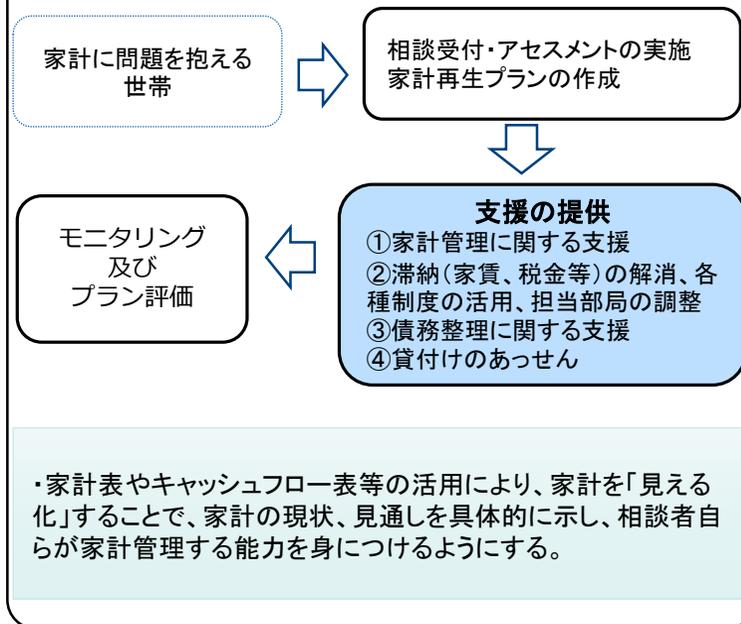
(具体例)

- ・ 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

実施方法

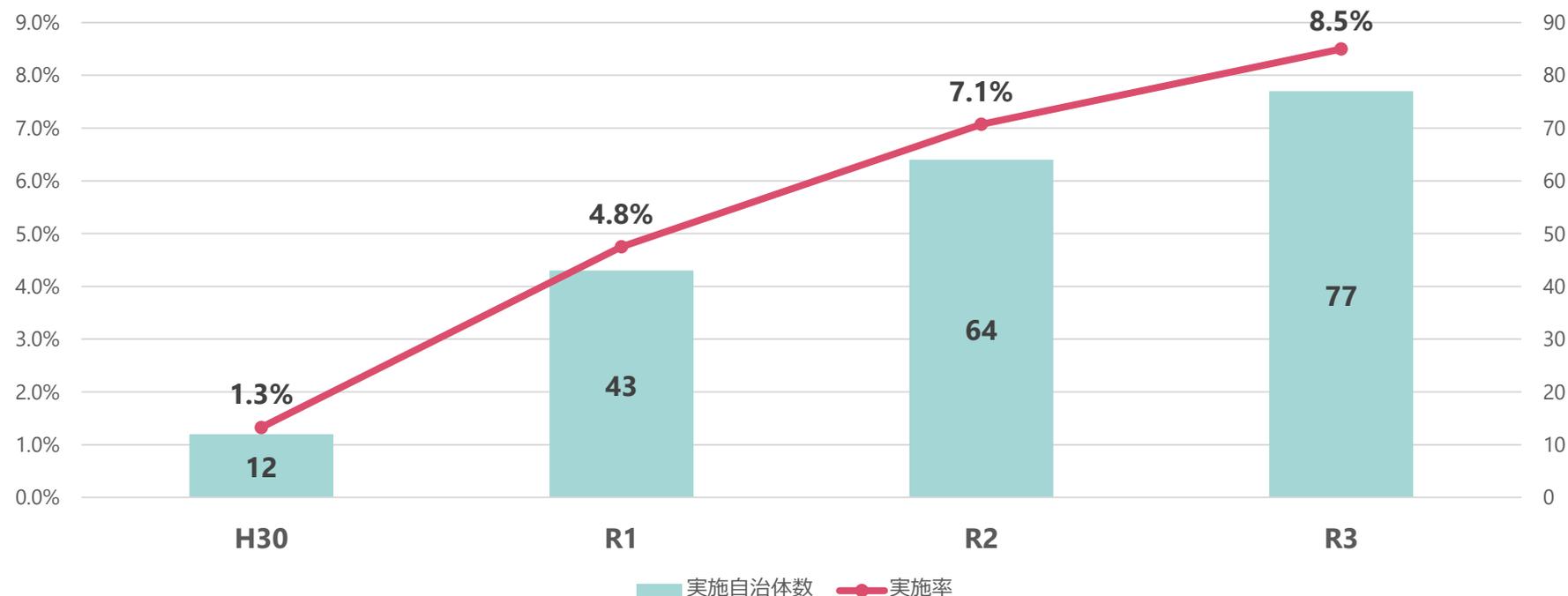
- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を完了した者が望ましい。

支援の流れ(イメージ)



被保護者家計相談支援事業（H30年度～R3年度実績）

○ 実施自治体数は毎年増加しているが、総自治体数に占める実施率は依然として低調である。



被保護者家計相談支援事業	H30	R1	R2	R3
実施自治体数	12	43	64	77
総自治体数	903	905	905	906
実施率	1.3%	4.8%	7.1%	8.5%

被保護者家計改善支援事業事例

大学進学を検討している世帯へ支援している例

生活困窮者家計改善支援事業と同じ支援メニュー

- 家計管理に関する支援
- 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理の支援



被保護者の大学等の進学を検討している世帯への支援メニュー

- 希望する進路の把握
- 進学に要する費用に関する相談・助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等

金銭管理支援も併せて実施している例

	支援内容	対象者
家計改善支援	家計管理能力を高めるための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計管理に関する支援 ・ 生活安定支援 など ※ 被保護者の場合、上記金銭管理支援メニューなどにより被保護者自身が適切に金銭管理ができようになってから家計管理支援を受けることを想定。	被保護者 生活困窮者
金銭管理支援	日常金銭管理支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行口座開設支援 ・ 生活保護費、年金及び手当等の日常生活費の管理 など 	被保護者
	進学資金貯蓄支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護費の積み立てによる大学等への進学資金貯蓄の管理支援 など 	被保護者
	書類管理支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者の預金通帳、印章、年金証書などの管理 など 	被保護者

2 - 2. 金銭管理支援について

個別支援プログラムでの金銭管理支援導入までの経緯

平成25年

生活保護法改正

「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」(法60条)が規定される。

※ただし被保護者が上記の義務を果たさないことだけをもって不利益処分の対象とすることはできない。

改正法第60条の留意点について

改正法第60条の規定により福祉事務所は必要に応じて、受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いします。
(社会・援護局関係主管課長会議資料(平成26年3月3日))



平成28年

金銭管理支援の個別支援プログラムの策定について (平成28年3月31日付け事務連絡)

金銭を適切に管理できず日常生活に支障をきたしている被保護者に対しては、既にいくつかの地方公共団体において、本人の同意の下、公共料金の支払い等にかかる支援も含め日常の金銭管理支援や預金通帳預かり等の財産管理支援、これに関する相談・助言について、自立支援プログラムに位置付けて実施している例もあるので積極的に取り組まれない旨記載

ケースワーカーの金銭管理への関与

現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失の事態が発生



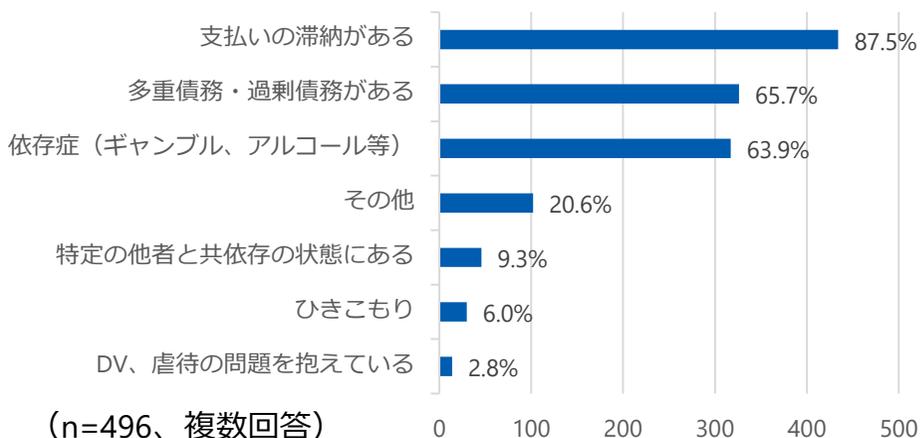
- 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、**現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備**するよう指導すること。
- **生活保護費の窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減**を図ること。また、**現業員の出納業務への関与の縮減**を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。
- 査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税の調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、**現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底**するよう指導すること。また**被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備**を図るよう指導すること。
- 生活保護費の支給事務においては、**決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底**するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用するなどの方法により、**決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行う**よう指導すること。

出典：「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

被保護者の金銭管理支援が必要な者の状態像

- 金銭管理の支援が必要な者の状態像としては、「支払いの滞納がある」が87.5%、「多重債務・過剰債務がある」65.7%、「依存症がある」が63.9%であった。また「その他」が20.6%であった。

金銭管理支援が必要な者の状態像



支払いの滞納がある	434	87.5%
多重債務・過剰債務がある	326	65.7%
依存症 (ギャンブル、アルコール等)	317	63.9%
その他	102	20.6%
特定の他者と共依存の状態にある	46	9.3%
ひきこもり	30	6.0%
DV、虐待の問題を抱えている	14	2.8%

その他 (20.6%) の主な内容

【家計管理能力の欠如】

- 計画的な金銭の使用が困難。
- 金銭管理能力が低い。

【高齢者・認知症】

- 高齢者のため、認知能力が低下している。
- 一人世帯の高齢者の入院患者。

【障害者、精神疾患等】

- 障害等による金銭観能力の不足。
- 精神疾患を抱えている方。

【病気・入院等】

- 長期入院者。
- 介護施設等入所者。

【その他】

- 職を転々としている者。

日常生活自立支援事業

令和4年度予算額：生活困窮者自立支援法等関係予算594億円の内数

○ 目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

○ 実施主体

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託できる。
(令和2年度末現在の基幹的社協等は1,563カ所) (補助率) 1/2

○ 事業の対象者

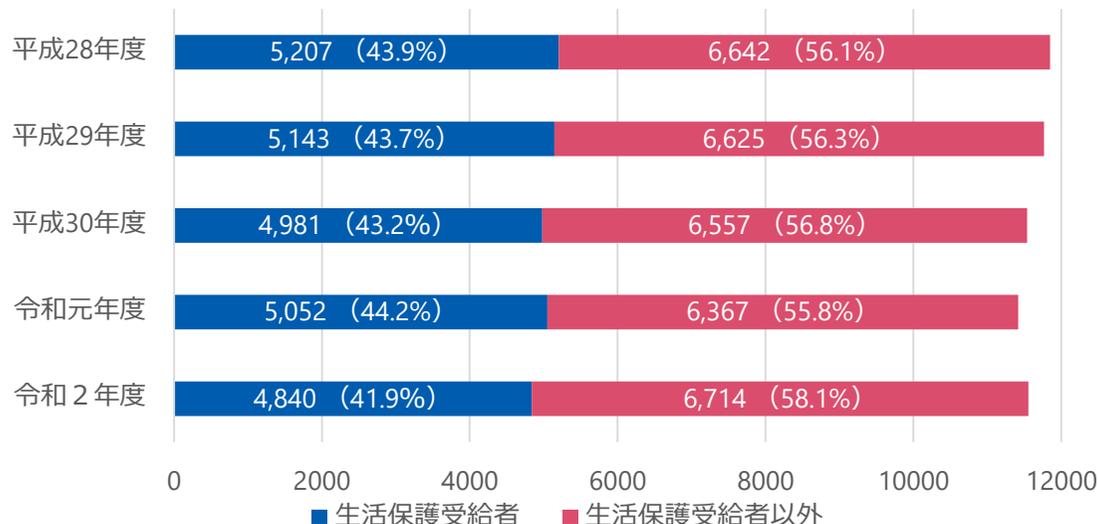
判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。
(令和2年度末実利用者数は56,761人)

○ 援助内容

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」
「定期的な訪問による生活変化の察知」

○ 日常生活自立支援事業の新規契約締結件数の状況

- ・ 日常生活自立支援事業の新規契約締結件数は、毎年12,000件弱で概ね横ばいとなっている。
- ・ 新規契約締結件数のうち生活保護受給者の割合は、毎年40%以上となっている。



個別支援プログラムでの金銭管理支援事例

複数の金銭管理方法を設定して支援している例

1 専用口座による管理

受託者は、支援対象者に対して、個人名義金銭管理支援専用口座（以下「個人支援口座」）及び個人名義生活口座（以下「生活費口座」）の開設の支援を行い、福祉事務所から個人支援口座及び現金支給された生活保護費等を管理し、支援計画表に基づき生活費を生活費口座に振込み、又は事務所又は自宅にて手渡し払いにより支給する。



2 個人通帳による管理

専用口座による管理が困難な支援対象者で、個人口座による管理が可能な支援対象者については個人通帳による管理とする。

3 現金による管理

専用口座及び個人通帳による管理が困難な支援対象者については現金による管理とする。

適切な金銭感覚の習得を支援している例

1 日常金銭管理等支援

- ・ 金銭管理支援利用契約書の作成
- ・ 金銭管理に係る口座の年金・手当等受給手続きの支援

2 訪問相談支援

- ・ 訪問相談支援によるサービスの利用の支援

3 医療・介護サービス利用支援

- ・ 必要に応じた利用者の入院・入所調整の支援

4 法律相談支援

- ・ 法律相談の実施

特に御議論いただきたい事項

3. 就労支援等について

(1) 就労支援事業等について①

現状と基本的な方向

- 就労支援等自立支援関係事業については、平成25年改正法により就労支援事業が法定化、その後、就労準備支援事業及び家計相談支援事業（現行：家計改善支援事業）が予算事業化されている。
- 就労支援事業は必須事業である一方、就労準備支援事業及び家計相談支援事業（現行：家計改善支援事業）は任意事業であり、その実施率はそれぞれ約32%、約7%にとどまっている状況。
- 上記の事業のほか、自立支援プログラムにおける個別支援プログラムへの位置づけ等により、社会生活自立や日常生活自立に係る取組として、金銭管理支援等が行われている。
- 今後、就労支援事業等自立支援関係事業については、就労までに一定の時間を要する者（就労意欲を失い、日常生活自立や社会生活自立に向けた支援が必要な者等）が少なくないことも踏まえ、利用者の状態像に応じたきめ細かな支援を行えるようにしていく必要がある。
- また、就労準備支援事業や家計改善支援事業については、その実施率の向上を図っていく必要がある。
- さらに、その他自立支援プログラムにおける社会生活自立や日常生活自立に係る取組についても、効果的な推進を図っていく必要がある。

※一部改変

3. 就労支援等について

(1) 就労支援事業等について②

具体的な議論

- 就労支援等自立支援関係事業について、ひきこもりも含め、就労自立まで至らない社会生活自立や日常生活自立につなげていくような取組は有効。
- ここ数年をみると、就労可能な被保護者の多くが就労し、保護脱却が図られている中で、保護脱却が図られていない方は就労意欲が低いこと等により、就労に結びついていない状況。
- 就労準備支援事業については、本人の生活にある程度深く関わることができ、生活習慣の改善や社会参加のためには有効。
- 被保護世帯は家計のやりくりが不得手な場合も多く、特に、保護廃止後を見据えて中長期的な生活設計のスキルを身につけるための支援や、子育て世帯における養育の支援、大学等に進学する子どもがおり進学費用等を用意する必要がある世帯に対する支援等として、被保護者家計改善支援事業を行うことも有効である。
- 予算事業となっている各種事業について、取組を広げるためには法定化する必要があると考えられる。ただし、社会資源・対象者が限られる小規模自治体も考慮すれば、必須化は時期尚早と考えられる。（再掲）
- 就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施率の向上のためには、地域によっては受入れ先の確保などが難しいなどの点を踏まえると、都道府県等による広域的な実施が効果的。
- 就労後の定着支援について、一旦就労しても離職してしまうといったケースもあり、当該支援を行う団体等につなぐことが重要。また、中間的就労やボランティア的な働き方も、社会とのつながりを持ち続けるという点では意義がある。
- 生活保護において、家計面での支援という場合には、金銭管理支援も重要である。
- 金銭管理支援については、自立支援プログラムにおいて取り組むことも可能であるが、本人同意が必要であり、同意が取れない場合、金銭管理につながらないことが少なくない。また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業も、事業定員の問題もあり、なかなか利用できない状況。

特に御議論いただきたい事項

(被保護者家計改善支援事業について)

- 被保護者家計改善支援事業について、その実施率が低調に止まっている状況等を踏まえ、そのニーズや実施にあたっての課題をどのように考えるか。
- 被保護者家計改善支援事業について、その実施を推進していくために、効果的な方策をどのように考えるか。

(金銭管理支援について)

- 金銭管理支援について、支払いの滞納や多重債務等のある者に加えて、依存症の者などが少なくないことや、日常生活自立支援事業の対象にまで至らない者もいることを踏まえ、そのニーズをどのように考え、どのような対応が必要と考えるか。
- その際、金銭管理支援について、他制度に繋ぐことができず、「福祉事務所等に対応」や「適切な支援を行うことができなかった」という福祉事務所が少なくない状況において、現行、自立支援プログラムの中で実施している自治体の存在や関係施策との関係性も踏まえ、どのように考えるか。

参考資料

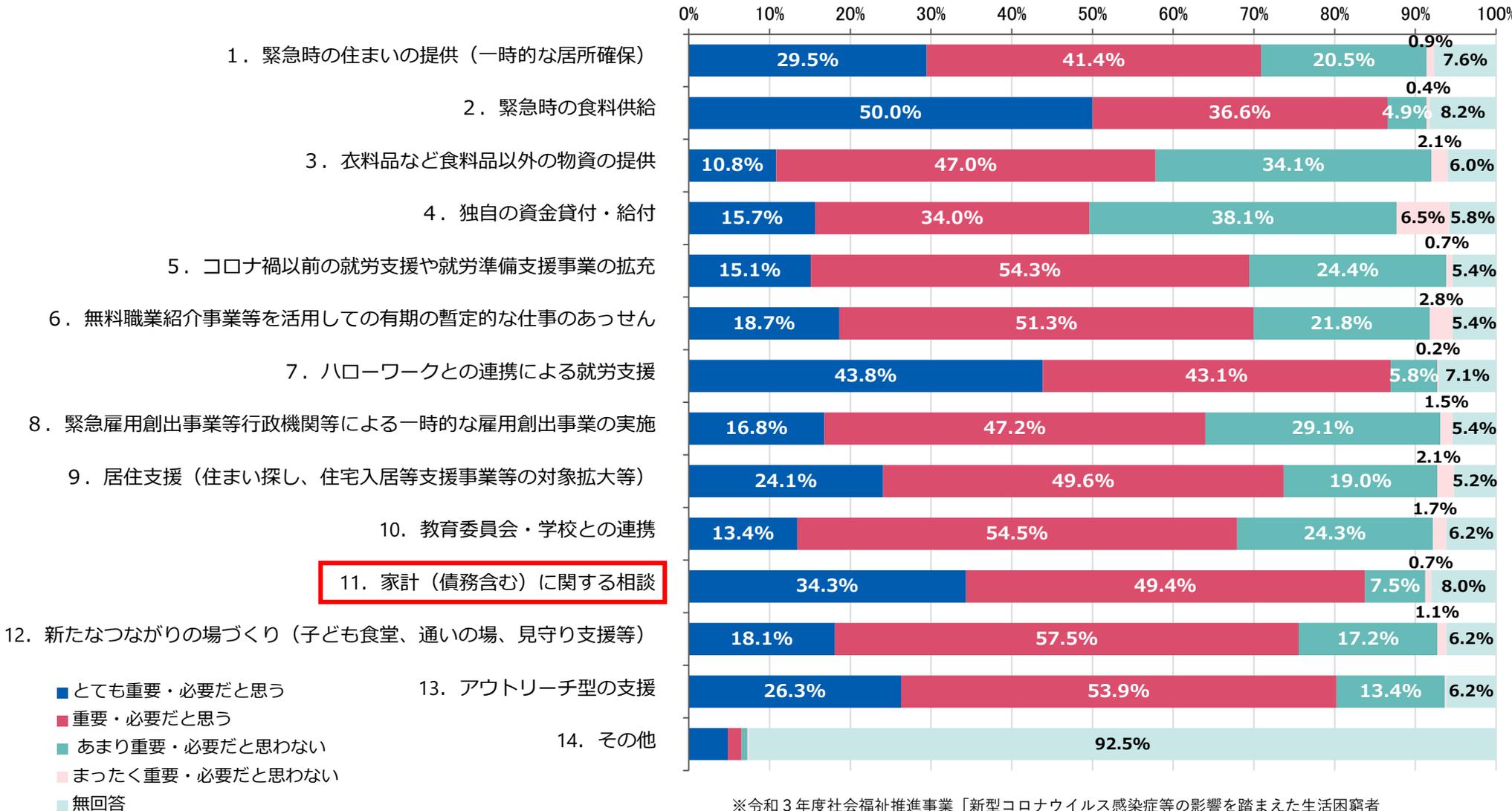
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

コロナ禍において顕在化した支援ニーズ

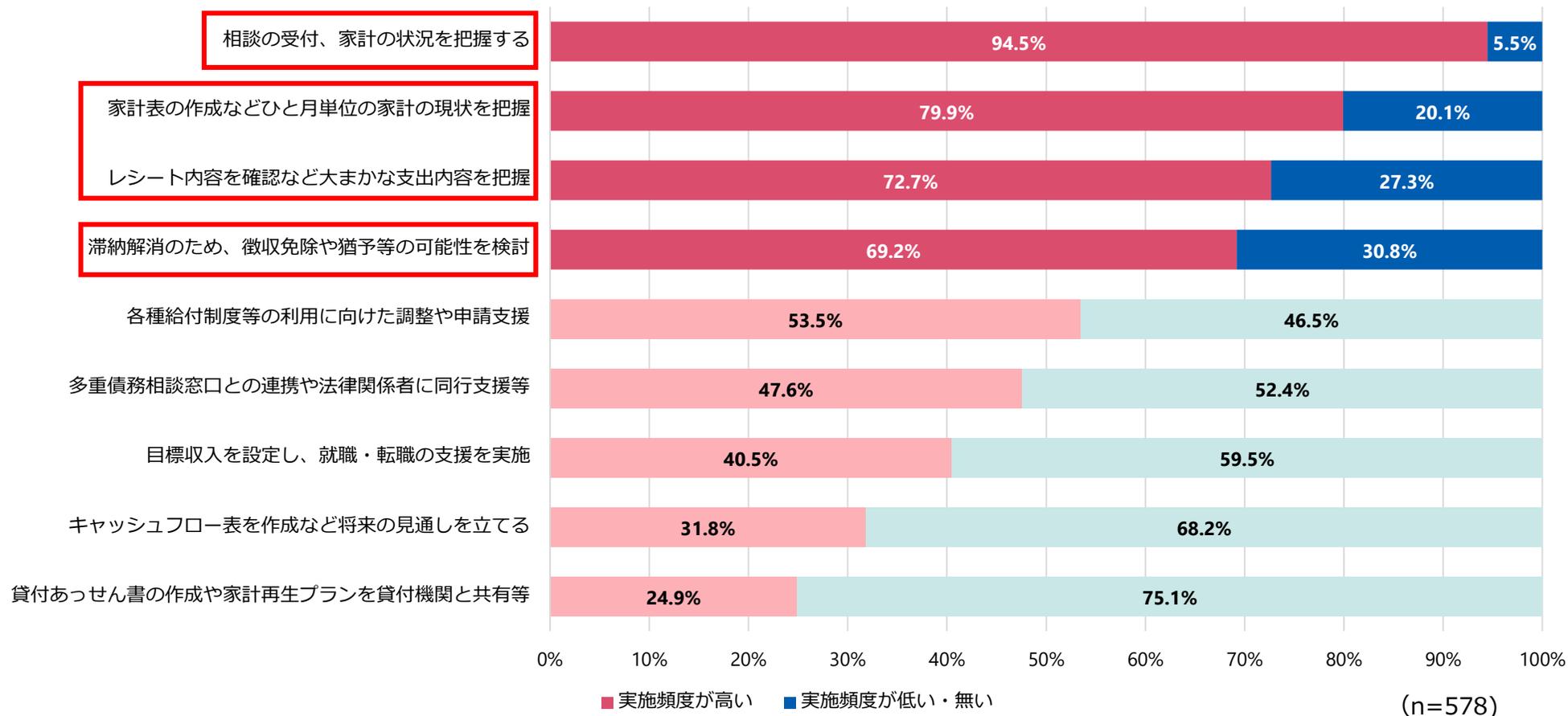
○ 「家計に関する相談」については、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。



※令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

家計改善支援事業の支援内容

- 自治体において実施頻度が高いと回答する支援内容について、家計状況の把握は9割以上となっている。
- また、家計表の作成やレシート内容の確認などの把握は約8割、滞納解消のための徴収免除・猶予等の検討は約7割となっている。



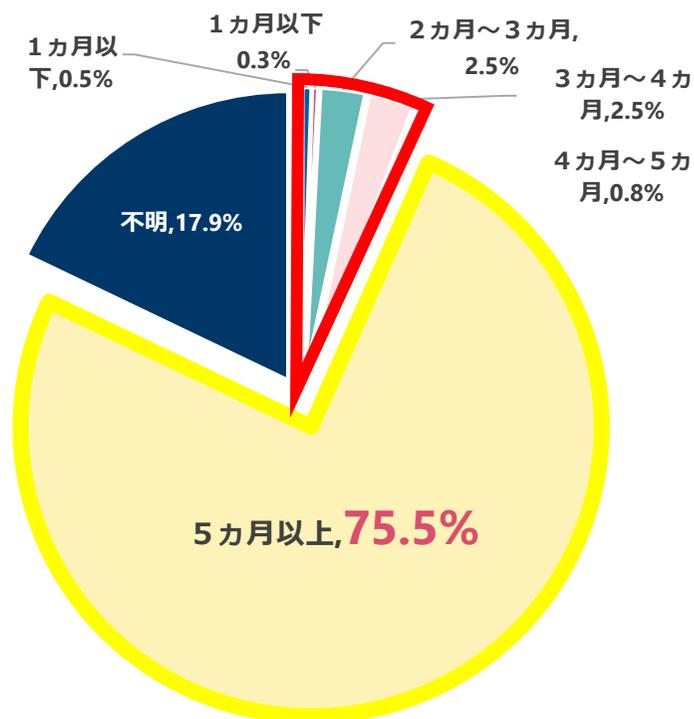
※「実施頻度が高い」は「対象像を問わずほとんど常に実施」「対象像に応じて実施し頻度は高い」と回答した件数を含めている。

「実施頻度が低い・無い」は「対象像に応じて実施し頻度は低い」「実施したい・実施すべきだができていない」「その他の理由で実施しない」と回答した件数を含めている。

家計改善支援事業の支援期間

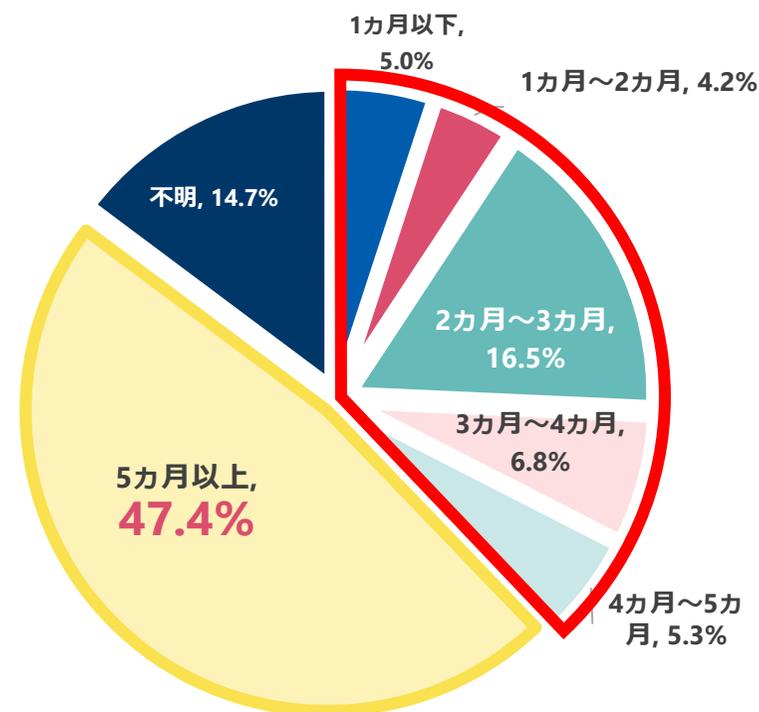
- 家計改善支援事業について、
 - ・ 支援方針期間、通算利用期間も5ヵ月以上の割合が最も高い。
 - ・ 通算利用期間をみると、1ヵ月以下から4～5ヵ月の割合が支援方針期間と比べ30%程度増加している。

家計改善支援事業の支援方針期間



1ヵ月以下～4～5ヵ月の割合
6.6%

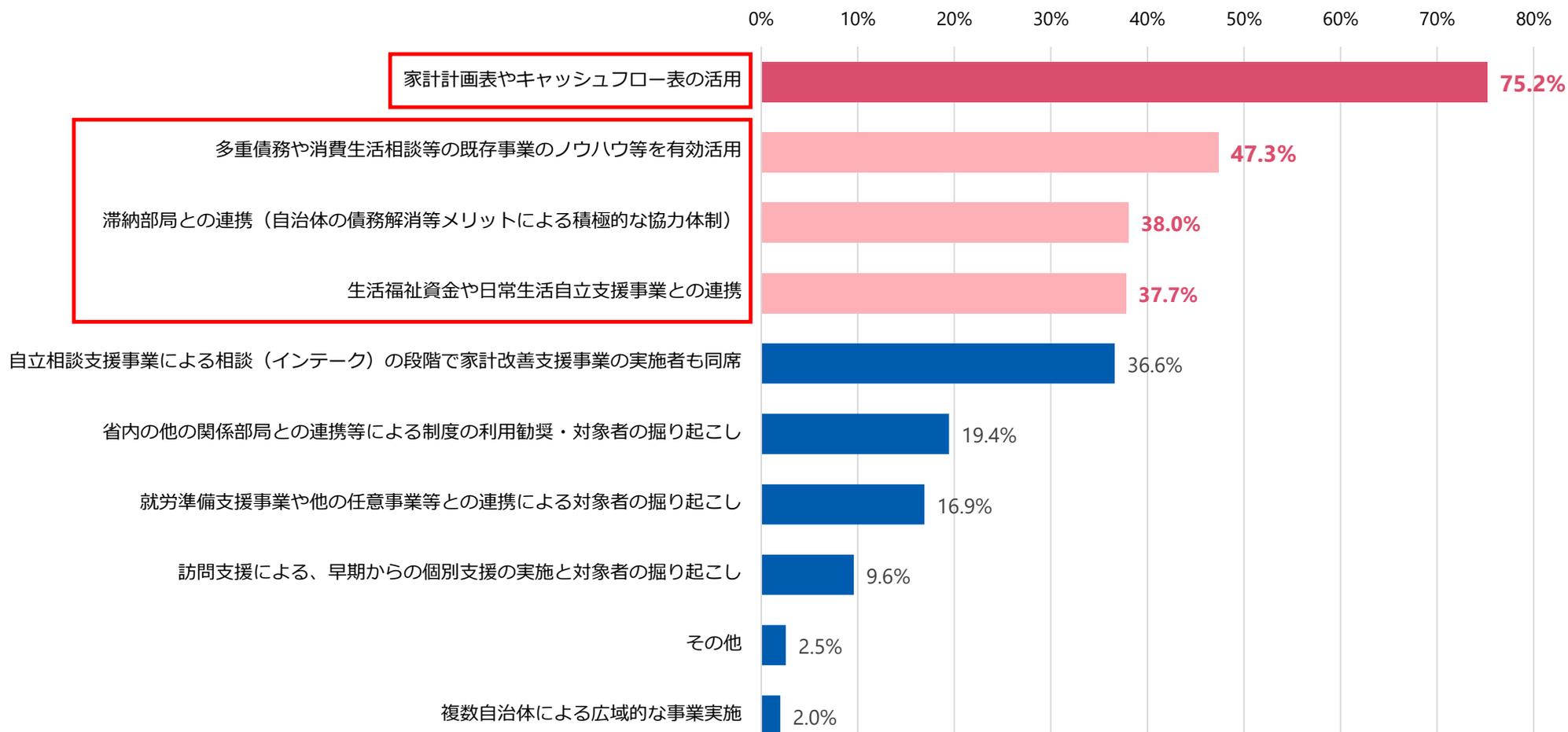
家計改善支援事業の通算利用期間



1ヵ月以下～4～5ヵ月の割合
37.8%

家計改善支援事業を効果的に進める取組

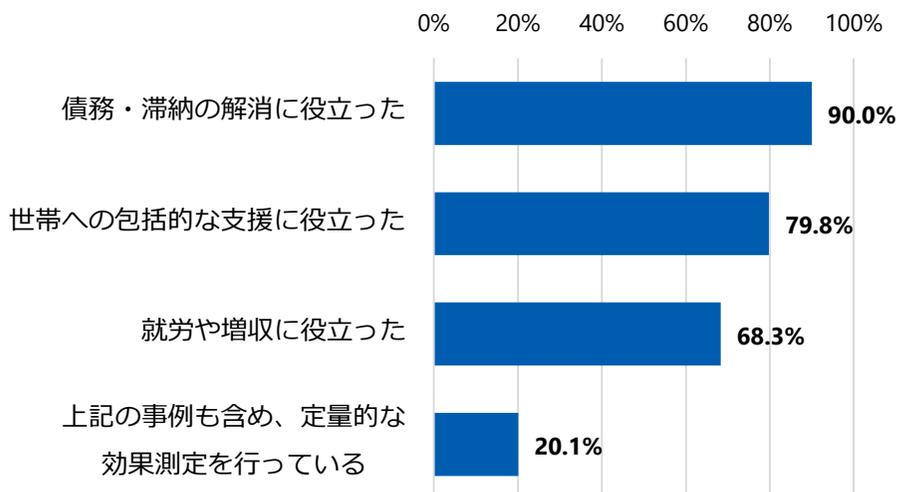
- 家計改善支援事業を効果的に進めるための取組のうち、「家計計画表やキャッシュフロー表の活用」と回答する自治体の割合は8割弱となっている。
- その他、多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等の有効活用は約5割、滞納部局との連携や生活福祉資金等との連携は約4割となっている。



家計改善支援事業の支援効果

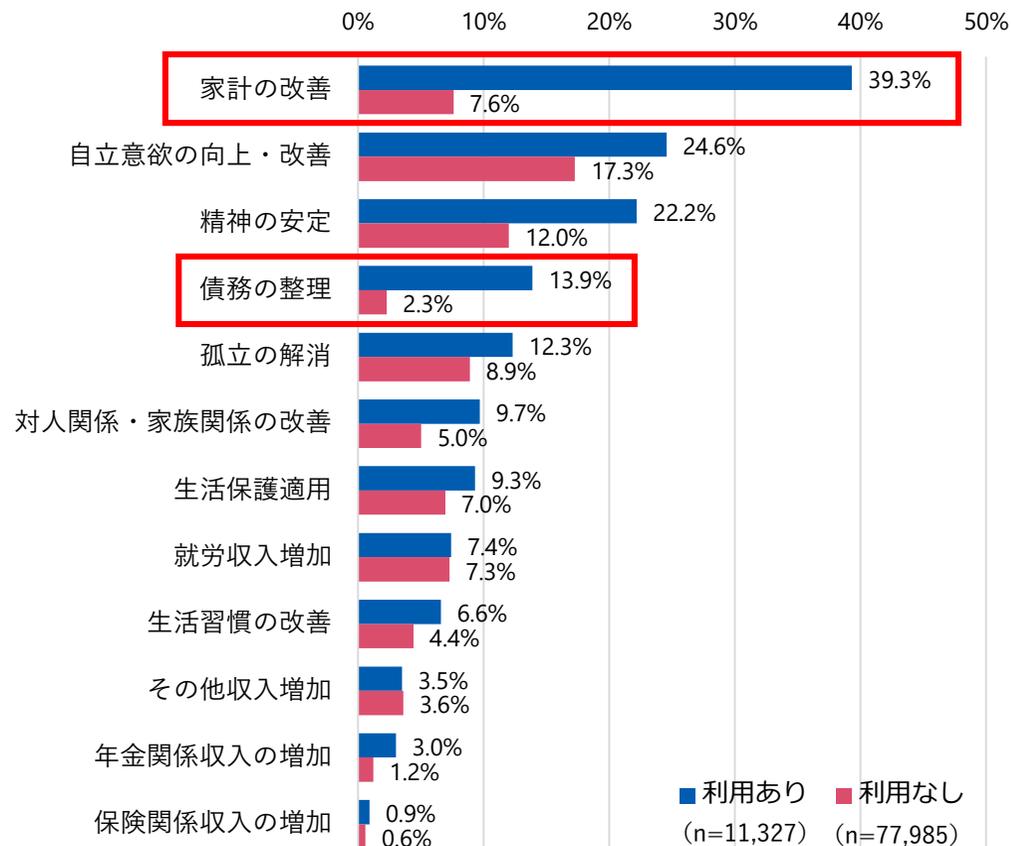
- 事業利用の効果については「債務・滞納の解消に役立った」や「世帯への包括的な支援」といった回答が多い。
- 利用者の見られた変化としては「家計の改善」「債務の整理」の差が顕著である。

事業利用の効果



※ 令和2年度事業実績調査

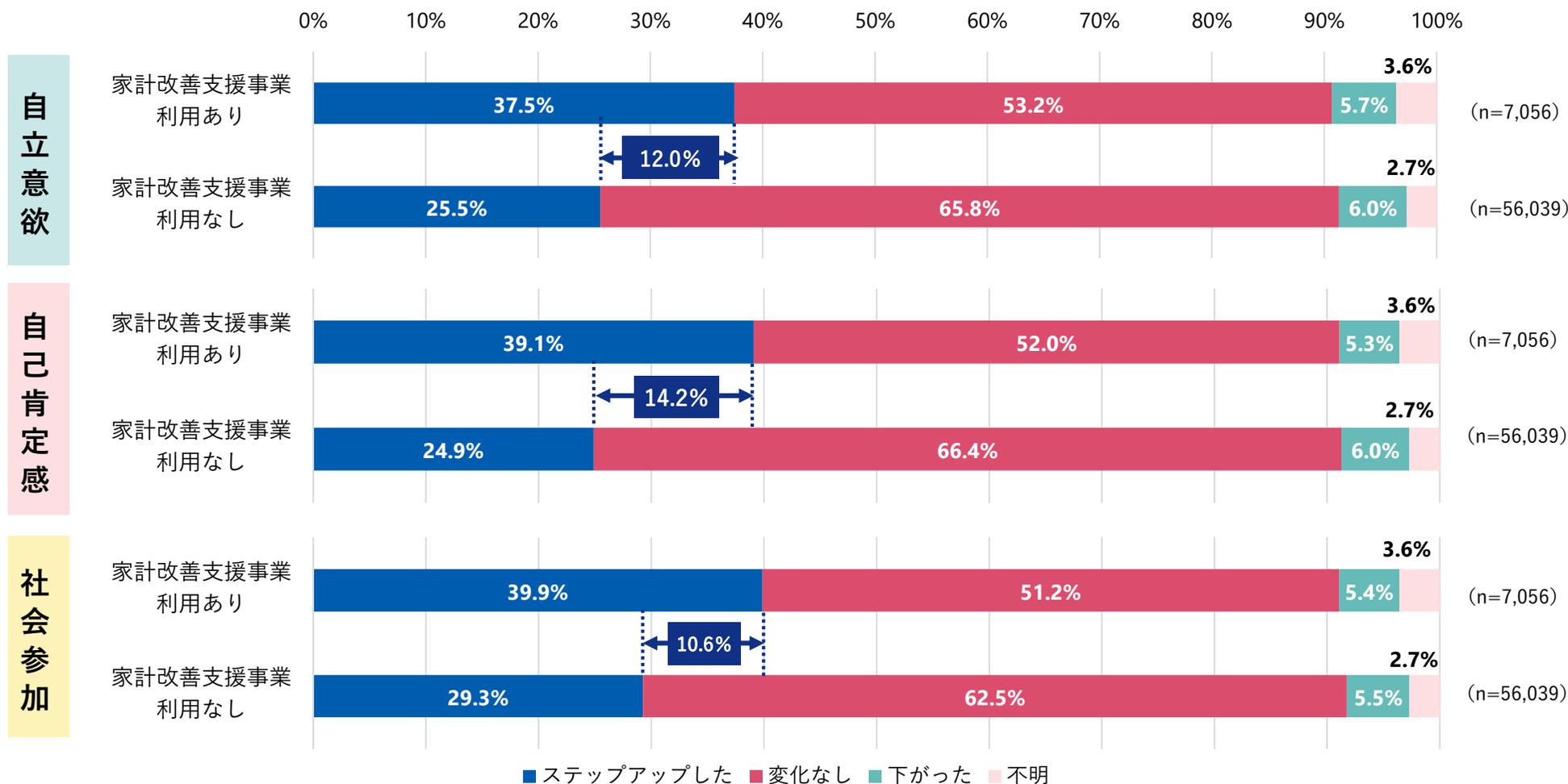
家計改善支援事業利用者の見られた変化



※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出 (R2年度・再プランを含む)

プラン作成対象者に係る状態像の変化（家計改善支援事業の効果）

- プラン作成対象者について、家計改善支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、家計改善支援事業を利用している者は利用していない者に比べて1割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



家計改善支援事業の活用事例 ～ 伴走支援 ～

【世帯の状況】 3人世帯

相談者：C（30代・女性）無職

長男(中学生)・長女(小学生)・次男(0歳)

※長男がコロナの影響で寮から自宅に戻るようになった。

本人は当時妊娠中、コロナの影響もあり失業。手当で生活をしていましたが、特別児童扶養手当が該当しなくなり収入も減少、家計の管理が上手いなくなりました。社協に貸付の相談をしたところ、生活保護を案内されました。市役所から自立相談支援機関につながる。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント

- ・公的機関への拒否感が強く、まずは関係構築に努めた。
- ・少しずつ生活や家計状況について話をしてくれるようになった頃を見計らい、具体的に家計に関する面談を実施。
- 複数借金があることが明らかになる。借金の返済が家計を圧迫していた。
- 手当によって月によって収入が変動していることによる家計管理の困難さも窺えた。
- 目先の支払いに注目してしまい、ライフサイクルに応じた支出への備えができていなかった。

家計再生プラン作成

- 【プランの目標】
- ・家計の見える化をし、家計の立て直しを図る。
- 【プラン内容】
- ・コロナ関係の制度（特例貸付、住居確保給付金）の申請援助。
 - ・制度利用ができた場合、できなかった場合の家計計画を立て、支払うものの優先順位を立てた。
 - ・将来、どのようなお金が必要なのか、一緒に考える。

支援提供

- ・社協の特例貸付の申請を進めるため、家計表等を社協に提出するなど連携を図った。住居確保給付金や生活困窮者自立支援金も活用し生活の立て直しを行った。
- ・借金については弁護士にも相談をしたが、債務整理を行わないこととした。
- ・家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため家計計画表等の修正をしつつ伴走支援を行った。

終結

- ・産後、乳児の保育園への通園ができるようになり、Cさんは就職活動を行った。その後、飲食関係の仕事に就職ができた。

【家計改善支援事業による効果】

- 一度断られたことで、制度利用をあきらめてしまいそうになっていたが、本人との信頼関係を構築し、家計改善支援員が本人に伴走したことで、制度の利用や就職もできた。
- 月ごとの収入変動があるため、相談時家計表により、収入が多い月と少ない月の家計状況を明らかにすることが本人の「気づき」につながった。

家計改善支援事業の活用事例 ～ 外国籍と特例貸付 ～

【世帯の状況】 2人世帯

相談者：D（50代・男性・外国籍）
E（50代・女性）

夫は製造業で仕事をしていましたが、コロナ影響と体調不良もあり、派遣切り。現在は求職中。妻はタクシー代行を行っているが、月収10万円減少し月収5万円となった。家賃が支払えず、滞納している。Dさんが特例貸付の申請時に自立相談支援機関につながる。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント

・初回の面談から、家計改善支援員も同席し、相談時家計表の作成を行った。

→ 夫Dさんは日本語会話が苦手であった為、知人通訳も同席。妻Eさんが特例貸付を受けている事を知らなかった。

→ 家賃滞納のため大家から退去すると言われていた。

家計再生プラン作成

【プランの目標】

・家計の見える化を図り、現状把握、収支バランスや生活の見通しを立てる。

【プラン内容】

・家計計画表を作成し、世帯全体の家計把握、見直しを行う。
・公営、UR住宅等への転居検討、不動産会社等に同行する。
・住居確保給付金申請を行う。

支援提供

・住居確保給付金の申請手続きと並行して物件探しを手伝い、転居した。Dさん・Eさん二人で月1回の定期面談を実施。

・世帯の収支を一緒に確認し、本人の気持ちに寄り添った。

・特例貸付申請のため、社協と連携、家計計画表の提供を行った。
・就職、転職を促すために、自立相談の就労支援員につなぐ。

終結

・今回の支援で夫婦間の家計課題の共有、コミュニケーション不足が改善された。

・Dさん・Eさんそれぞれ就職し収入が増加した。

【家計改善支援事業による効果】

- 世帯内で共有していなかった家計状況が見える化し、現状の把握ができた。
- 他制度利用のつなぎ、住まいの確保など生活の基盤を整えた。定期面談で収支を確認し、世帯収入目標をたてたことから、就労支援につながった。

家計改善支援事業の課題（参考となる主な取組み）

- 社会福祉推進事業の自治体ヒアリング調査等から得られた、家計改善支援事業の参考となる主な取組みについて、3点ポイントをあげている。

① 家計改善支援員の早期介入

生活困窮の相談者は、家計に関する課題を抱えている場合が多いことから、**自立相談支援員による初回相談時やその後できるだけ早い段階において、家計改善支援員も一緒に本人と関わる体制をつくっている**ことが、多くのヒアリング先の自治体から把握することができた。

なるべく早い段階から両事業の相談支援員が関わることで、物理的に事業所が離れている場合でも、**本人に対して同じ質問を繰り返さなくてすむことや、家計に関する情報を把握した上で自立相談支援事業のプランを作成することができる**といった点などで効果的である。

② 支援状況の可視化

家計改善支援事業に関しては、税・保険等の公共料金の滞納額の解消や納税額等から財政効果の試算が示されているが、支援のゴールの設定がしづらいとの意見もあった。こうした課題に対し、支援に関する進行管理シートを作成し、家計改善支援事業の利用者のステータス及び支援の方向性を整理して支援状況をひと目で確認できるように整理している自治体もあり、参考となる。併せて、公租公課の支払い状況についても一覧表を作成し、分納及び後納状況の推移を把握している事例もみられた。

支援状況を可視化し、その効果を税担当部局等の庁内関係者と共有することにより、事業の必要性の認識につながり、利用勧奨が進むといった好循環が生まれていた。

③ 新型コロナウイルスによる影響の考慮

新型コロナウイルスの流行を契機とした**住居確保給付金の要件緩和により、多くの相談者を自立相談支援機関で受け止めることにより、必然的に家計改善支援事業の重要性が高まってきている**。緊急小口支援資金、総合支援資金といった社会福祉協議会が展開する貸付事業にも多くの相談者がコンタクトしており、その大半が家計に課題を抱えている。**実際に貸付を受けた人は今後償還について検討していく必要があり、家計改善支援事業がより積極的に活用されていくことが期待される**。

ヒアリング調査から見える予算確保や実施に向けての工夫

> 予算確保に向けて工夫した自治体の声

予算化前に、自立相談支援機関の相談者から対象者数を試算

埼玉県八潮市

予算化にあたりどのくらいのニーズがあるのかを把握するため、当時の自立相談支援機関への相談者のうち、家計支援が必要であろうケースがどのくらいあるかの試算を行った。

当時、県が取りまとめた県内自治体の支援実績等の資料が定期的に届き、市の実績（人口10万人あたり）は比較的高いということ客観的に把握することができた。それが、任意事業を考えていこうということにもつながり、予算化にあたって説明が通りやすく、後押しになった。

財政当局に県内における事業の実施状況や先進事例訪問をもとに必要性を説明

神奈川県海老名市

財政当局には、神奈川県内における事業の実施状況等を資料として提出した。また、個別に実施市町村にヒアリングを行い、情報を拾い上げた。すでに事業をスタートしている市町村も、予算要求に苦労があったため、そうした話もうかがいながら進めた。

先進事例についてもいくつか訪問し、事業展開の参考とした。

ヒアリング調査から見える予算確保や実施に向けての工夫

> 利用実績向上に向けて工夫した自治体の声

原則として、相談には家計改善支援員が同席する

福井県越前市

一緒に家計簿を作りたいという人も多く、原則として最初から家計改善支援員が同席することが利用実績につながっているのではないかと見られる。

就労準備支援事業と家計改善支援事業をセットで利用する人もいる。家計が見える化されることで、意識していない支出や、自ら置かれている状況がわかりやすくなり、自立に向けた相乗効果がある。

税務部門と連携し財政的な効果を図る

岐阜県美濃加茂市

税所管の債権回収に関する会議に出席させてもらい、家計改善支援事業の担当者から取組の周知をしている。庁内の所管部署から実際に相談が上がってきており、それらの公租公課、租税公課の返還額を表にまとめ、家計改善支援事業を利用してどのような効果があるのかを見える化している。

現在、コロナ禍で税金滞納者の免除等もあり具体的には上がっていないが、分納相談や後納の記録を残して担当課に分かるようにすることや、債務整理、自己破産の相談については弁護士事務所と連携し、債務整理をした後の家計の再建に向けた支援を行っている。

家計改善支援事業の課題（取組事例（長崎県の広域実施））

- 長崎県は離島を含む県内3福祉事務所で広域的に事業を実施しており、他の地域の支援員同士の情報共有を図ることによって相互の業務改善につながっている。

県の概要

人口	保護率	事業利用者数（支援決定）
1,350,769人	2.07%	168人

家計の改善	債務整理実施	税滞納等の支払・分納計画策定支援	貸付斡旋
82人	27人	32人	78人

実施方法 委託（単年度契約、随意契約）

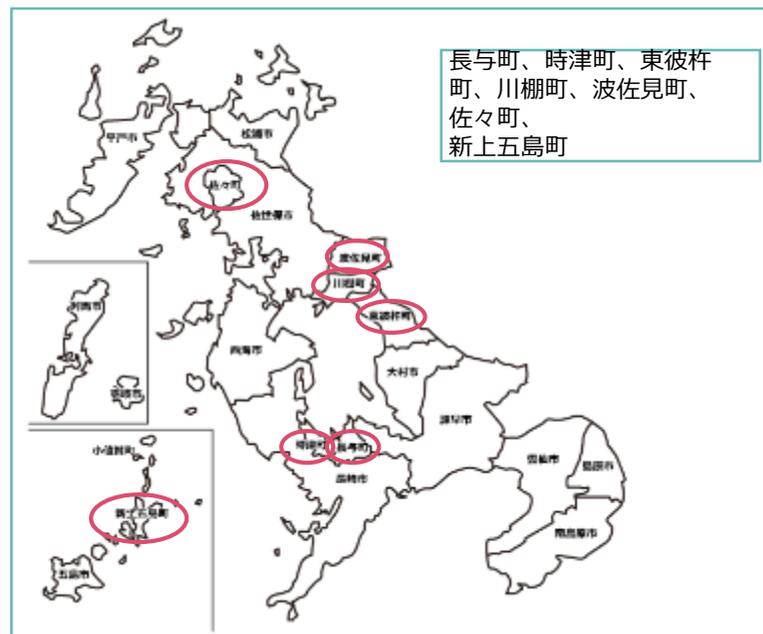
実施理由 ファイナンシャルプランナーなどの資格を持った経験豊富な専門家を有する事業者へ委託することで、事業の効率性や有効性を高めることができることから、業務委託を実施

実施体制

- 受託事業者は拠点を2か所（諫早市及び川棚町）設け、それぞれに家計改善支援員（常勤）を配置（諫早市1名、川棚町2名）。
- 月～金曜日の9時から17時まで開設。
- 相談者の状況で、上記以外の日程でも柔軟に対応。
- 面談や支援は、各町の自立相談支援事業所で実施。
- 必要に応じて相談者自宅の訪問支援（アウトリーチ）を積極的に実施し、電話での相談にも対応。

広域実施を取り組んで良かった点

離島を含む県内3福祉事務所で広域的に事業を実施することで、家計改善支援員が担当地域内の自立相談支援機関の取り組みを他の地域に情報提供することが可能となり、相互の業務改善のきっかけとなった。



家計改善支援事業の課題（取組事例（茨城県の広域実施））

- 茨城県は令和3年度から県と協定市（8市）で広域的に事業を実施している。広域実施している自治体だけでなく、県全体で運営会議を定期的に行い、事例報告や自治体職員同士の情報共有を図っている。

県の概要（R3.9月末時点）

人口	保護率	令和3年度事業利用者数（支援決定）
2,840,443人	10.0%	13人（協定市のみ）

家計の改善	債務整理実施	税滞納等の支払・分納計画策定支援	貸付斡旋
令和3年度から広域実施を開始しているため、現在支援中である。			

広域実施を取り組んで良かった点

「ニーズがない・対象者が少ない」といった各市の声を県で拾い上げ、ノウハウを持った事業所に委託。

県全体で定期的な運営会議の開催に加え、家計改善支援員が支援調整会議前のアセスメントの段階から積極的に支援を行うことで、支援の流れや対象者像を協定市に理解してもらうことができています。

実施方法 委託（単年度契約、随意契約）

実施理由 県（福祉事務所未設置12町村）で委託をしている事業所へ広域実施についても委託している。産業カウンセラー、行政書士、ファイナンシャルプランナーなどの資格を持った経験豊富な支援員を有し、事業を効率的に実施している。

実施体制

- 家計改善支援員11名（常勤2名、非常勤9名）※就労準備支援員と兼務受託事業者は拠点は水戸市と土浦サテライトの2か所。
- 月～金曜日の9時から17時まで開設。土日・祝日や時間外対応も行っている。
- コロナ禍の面談に於いては、対面での面接に不安も感じる利用者もいるため、状況に応じてオンライン面談や電話相談、メール相談も対応可としている。

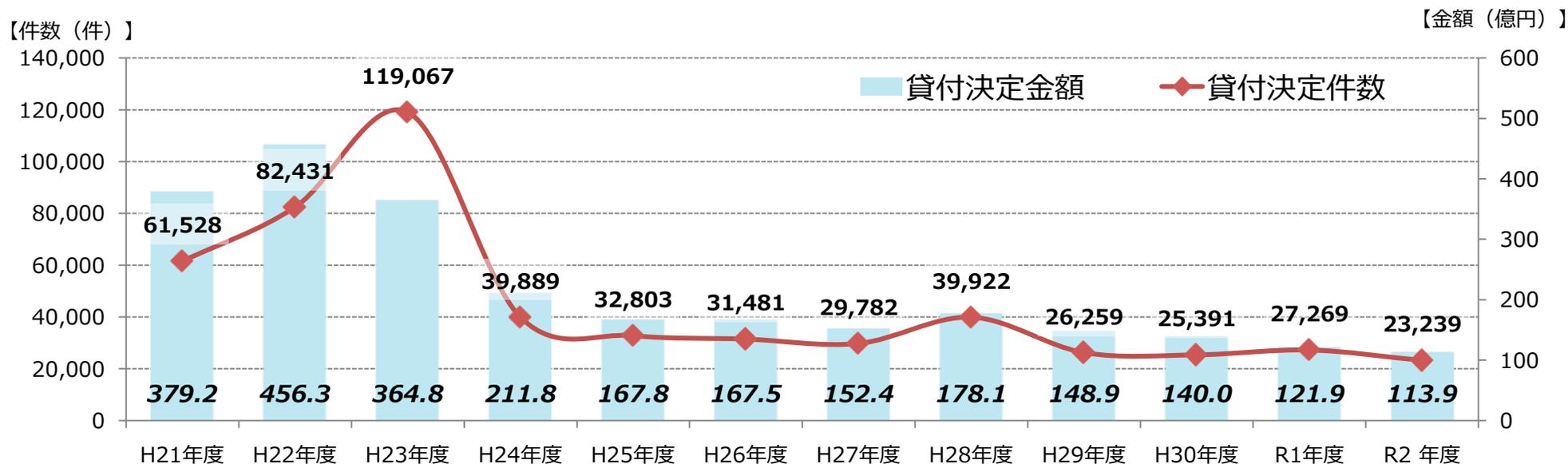
協定市（8市）
北茨城市、取手市、
潮来市、坂東市、
行方市、鉾田市、
つくばみらい市、
小美玉市



生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	
総合支援資金 (~H21.9:離職者支援資金)	28,313	202.8	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5	731	2.4	421	1.4	470	1.5	1,077	4.5	
福祉資金	福祉費	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16.0	3,820	14.0	4,533	14.2	4,187	12.8	3,139	13.6
	緊急小口資金	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8	7,547	5.6	7,145	5.5	9,937	10.6	6,107	4.9
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2	13,910	103.1	13,019	93.4	12,426	72.7	12,784	77.4	
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8	303	29.6	251	23.8	273	25.5	249	24.3	132	13.5	
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.7	32,803	167.7	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1	26,259	148.9	25,391	140.0	27,269	121.9	23,239	113.9	

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震、令和2年度は令和2年7月豪雨の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。



自立相談支援事業を利用した生活福祉資金貸付での家計改善支援事業の併用の効果について

- 自立相談支援事業＋生活福祉資金貸付＋家計改善支援事業の併用を行うことで、中長期的な見通しを立てることができ、状況確認や償還指導がしやすくなったという効果が見られた。
- 自立相談支援事業と家計改善支援事業の担当を分けることで、多角的な視点での本人の支援ができるのではないかと意見があった。

1. ヒアリング調査対象自治体の自立相談支援事業を利用した貸付において、家計改善支援事業を併用した効果について

- ・面接時に家計相談支援の観点も踏まえることで実態がよくわかりアセスメントが効果的にできる
- ・県社協との事前協議において、償還が不案内ケースでも返済計画等により申請サポートが可能
- ・キャッシュフローを整理することで先の見通しができ、利用者が安心する
- ・家計相談を行うことを通じて、生活全般の見守りに関わることができる（支援後含む）
- ・貸付期間中や据置期間中から償還の意識づけをおこなうことにもつながる
- ・すぐ改善・返済に持ち込めない場合でも、貸付後の状況確認や償還指導がしやすくなった

家計の見える化、中長期的な見通しを立てることに対する重要性

2. ヒアリング調査対象自治体の自立相談支援事業と家計改善支援事業の役割についての意見

- ・自立に向けた支援と、家計の見通しを立てるアドバイスとは方向性の異なるものである
- ・家計相談の部分を専門の相談員が担うことで、相談支援員は生活全般や就労の支援に集中することができる（業務の分散化）
- ・小規模地域では、自立相談支援事業を受託した社協において、貸付の相談員が両制度を兼務、さらに家計相談支援事業を実施する際に家計相談支援員も兼務するような場合もあった。本来であれば、貸付する側、自立支援を行う側、家計の指導を行う側という複数の視点をもって関わることで、本人にとってより良い支援を検討できるのではないかと

自立相談支援事業とは別にあることが望ましい

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

・緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和4年6月末から令和4年8月末へ延長。

予算措置額合計:2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額 267億円
 令和2年度第1次補正予算額 359億円
 令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
 令和2年度第3次補正予算額 4,199億円
 令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
 令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円
 令和2年度予備費(3/23)措置額 3,410億円
 令和3年度予備費(8/27)措置額 1,549億円
 令和3年度補正予算額 4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末日までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末日までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末日の受付で終了

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

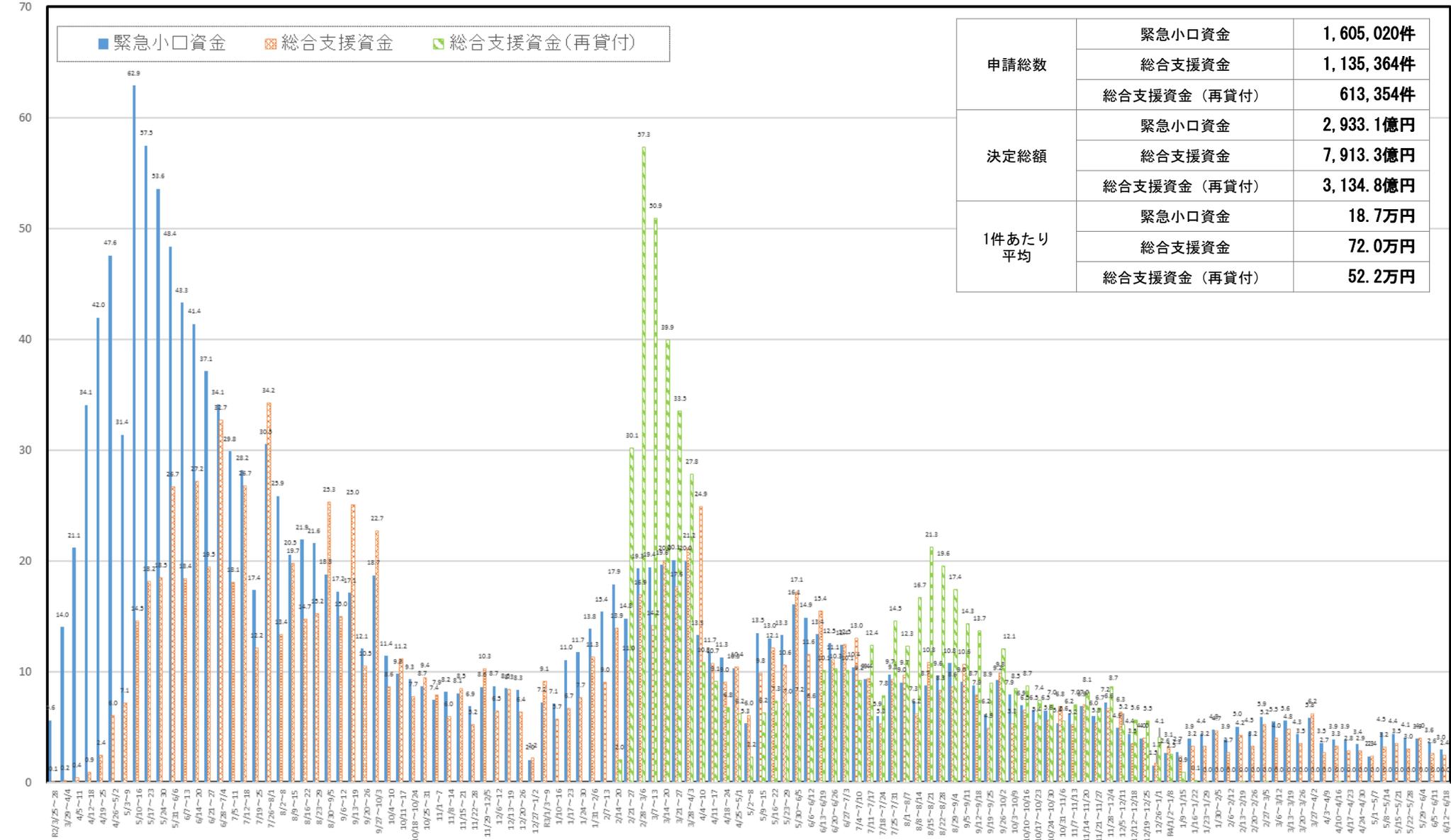
- ・緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- ・総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和4年6月22日現在（速報値）

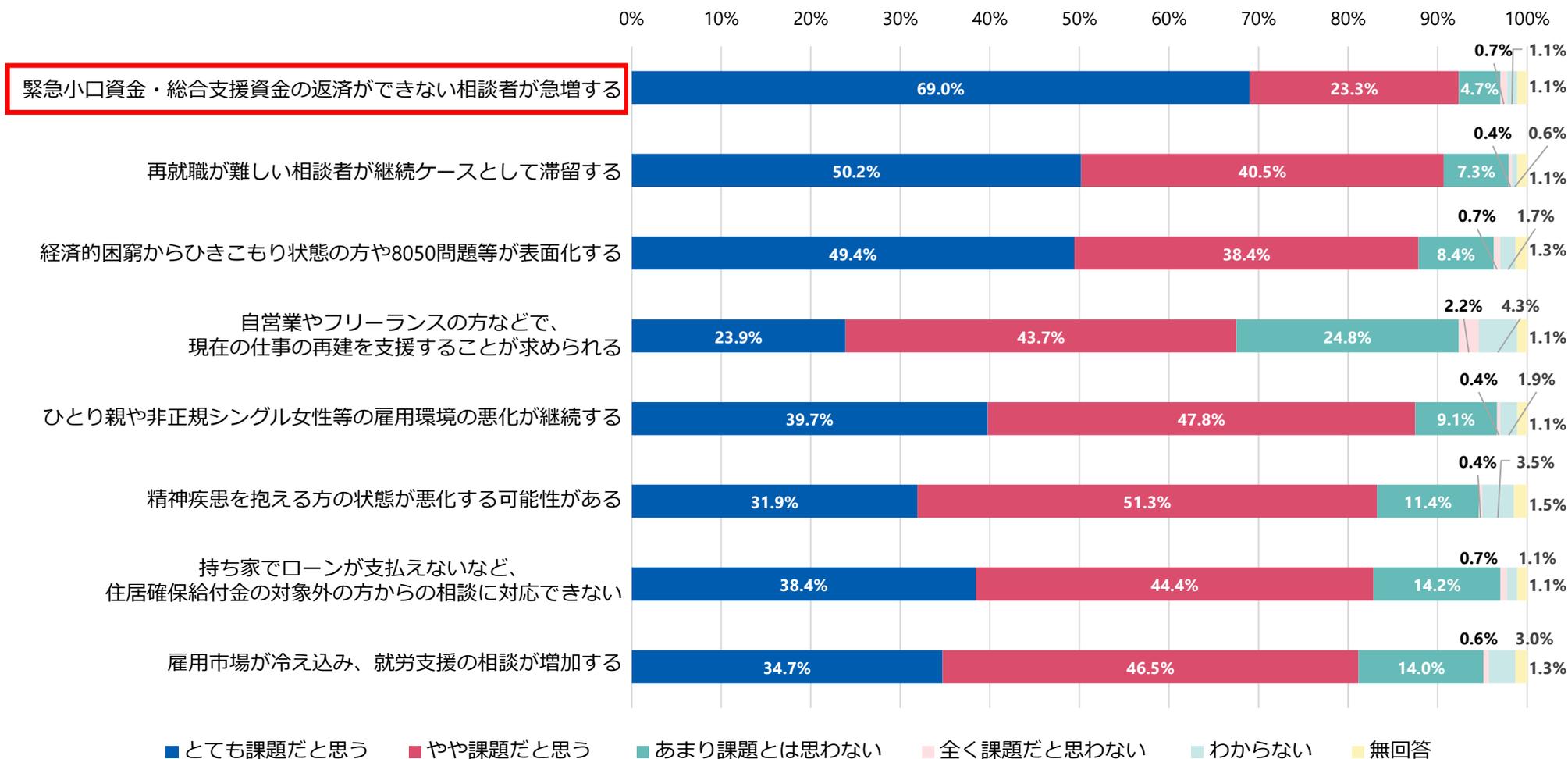
申請件数(千件)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症による相談支援の課題

○ 9割以上の自治体が「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」ことが課題と感じている。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）
「とても課題だと思う」と「やや課題だと思う」の合計が多い順に8項目を抜粋

自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等
- ※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

日常生活自立支援事業

令和4年度予算額:生活困窮者自立支援法等関係予算594億円の内数

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(令和2年度末現在の基幹的社協等は1,563カ所)(補助率)1/2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。
(令和2年度末実利用者数は56,761人)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数 (人)	22,920 40.4%	13,866 24.4%	16,828 29.6%	3,147 5.5%	56,761 100.0%

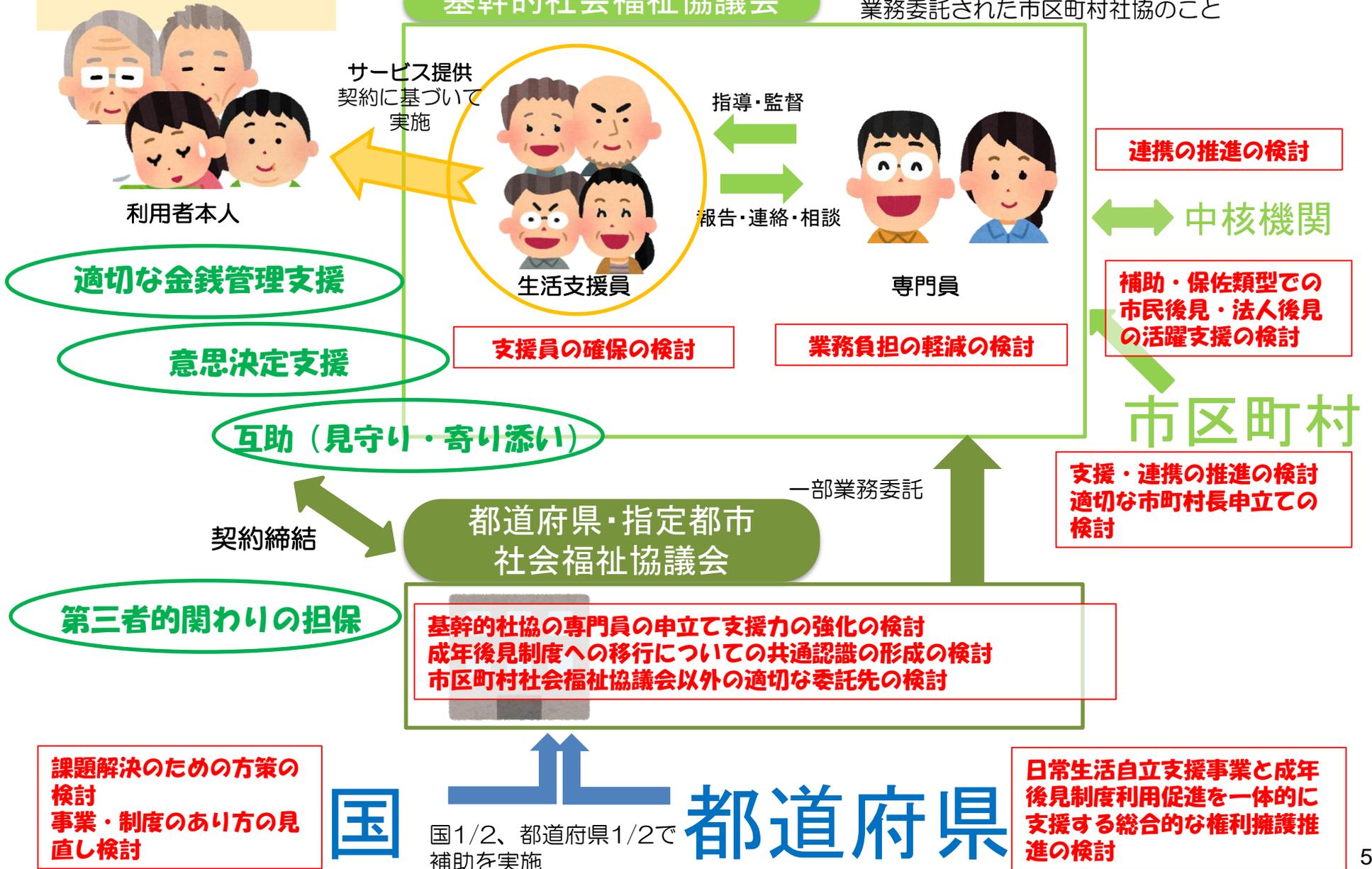
<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、
日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の
日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

日常生活自立支援事業の支援の特色と制度のあり方・連携における課題のまとめ

基幹的社会福祉協議会

※基幹的社協とは、日常生活自立支援事業を業務委託された市区町村社協のこと



第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

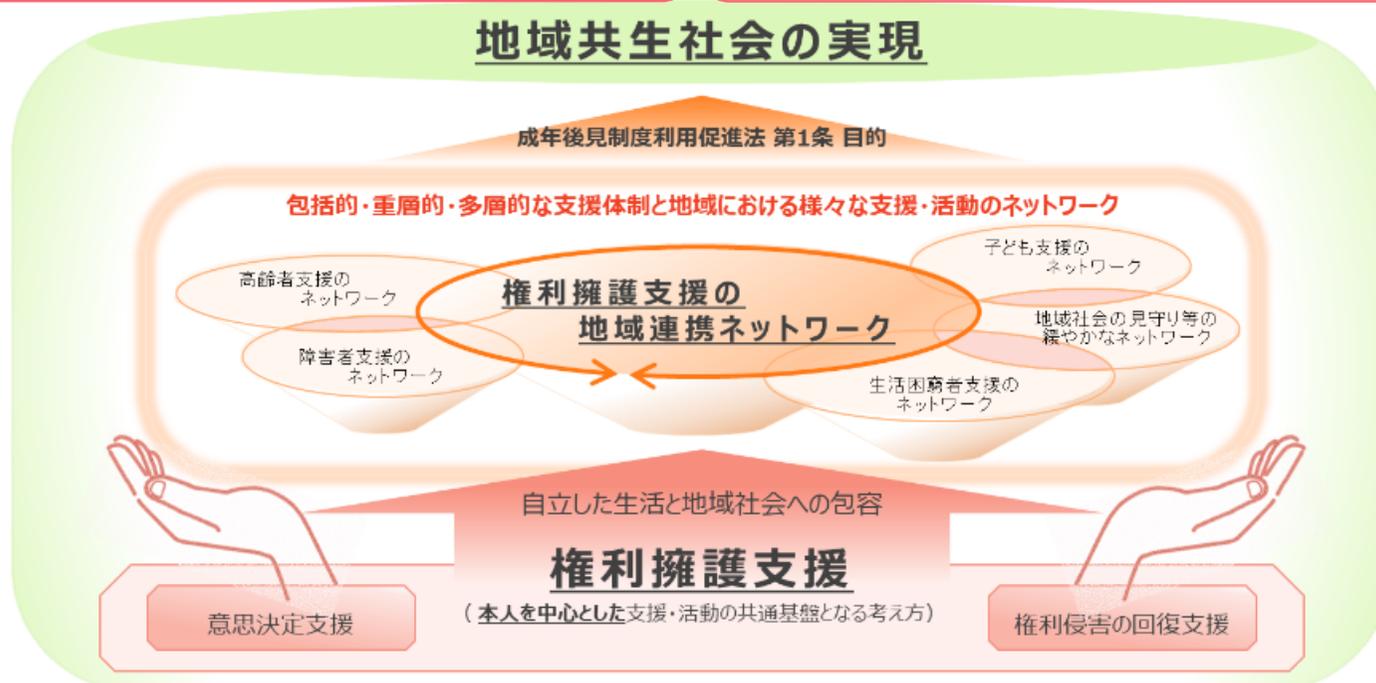
権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復し支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。
地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

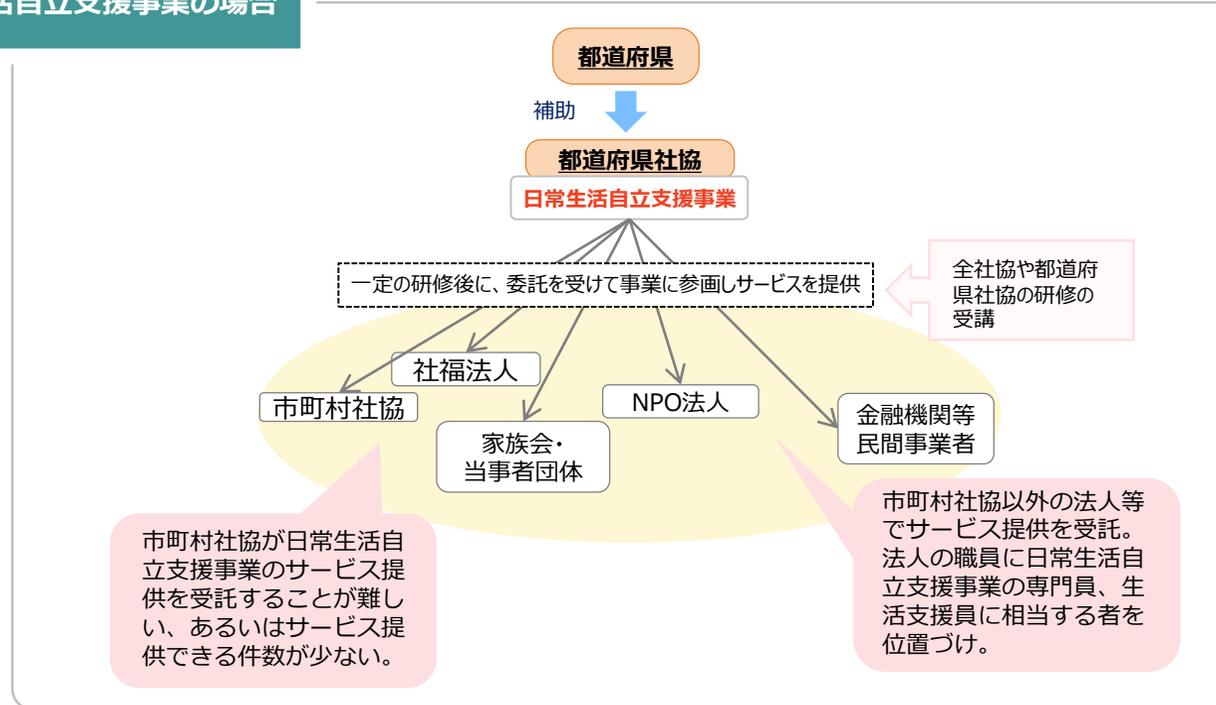
地域共生社会の実現



地域連携ネットワークにおいて 民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組 ＜スキームの全体イメージ＞

- テーマ①は、市町村社会福祉協議会が日常生活自立支援事業のサービス提供を受託することが難しい圏域、あるいは提供できるサービス件数が少ない圏域への支援として、都道府県の取組が期待される取組。
- この取組によって、待機者が生じているなど地域による同事業の利用者数のばらつきの解消を目指す。

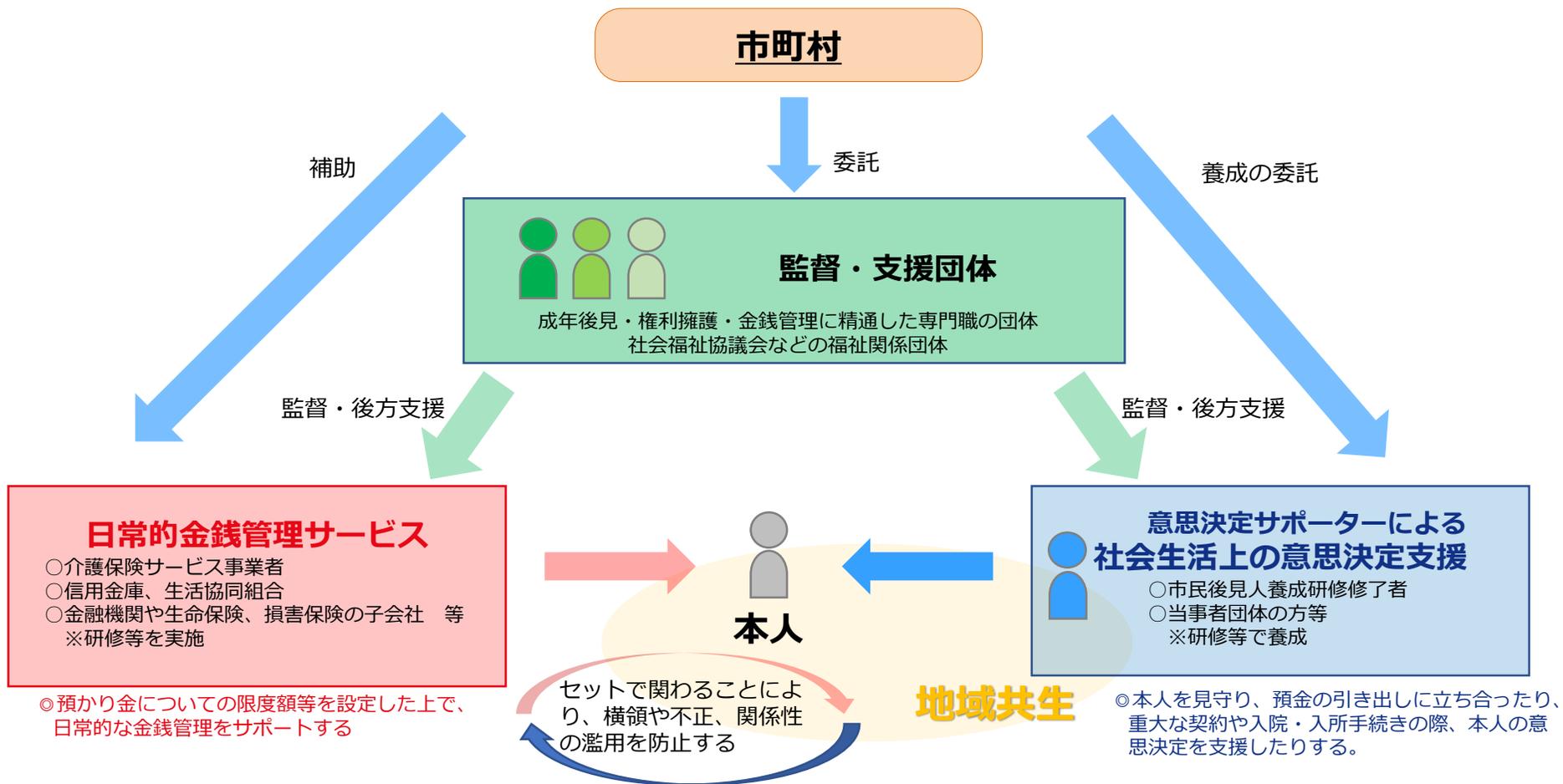
日常生活自立支援事業の場合



事業実施における 留意事項

- 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業との連携についても検討すること。

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを目指す。



「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等説明会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業を実施予定の8自治体（2県・6市町）及びモデル事業に関心を持つ47自治体（6都道府県・41市町村）を対象に説明会（会場とオンラインのハイブリット形式）を開催した。
- 今後は、モデル事業の周知等を行うセミナーを各ブロック単位で開催する予定。

◆ 説明会の実施概要について

- 1日目は、モデル事業の必要性や概要、留意点等を説明するとともに、実施予定の8自治体からの実施構想の報告・共有を実施。
- 2日目は、モデル事業の着手に向けた計画づくりと多様な主体の参画を促すためのファンドレイジングに関する講義・演習を実施。

1日目	2日目
1 挨拶・趣旨等説明「総合的な権利擁護支援策を充実する必要性」	1 講義「社会的インパクト志向の計画の作り方」
2 行政説明「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施に当たっての留意事項」	2 講義「福祉活動におけるファンドレイジング基礎知識」
3 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体の事業実施構想について（報告）	3 演習「インパクトゴール設定とロジックモデルづくり」
4 ミニ講義「利益相反と関係性注意事項について」	—
5 参加者によるグループ意見交換・質疑応答	—

＜説明会の様子（会場2日目）＞



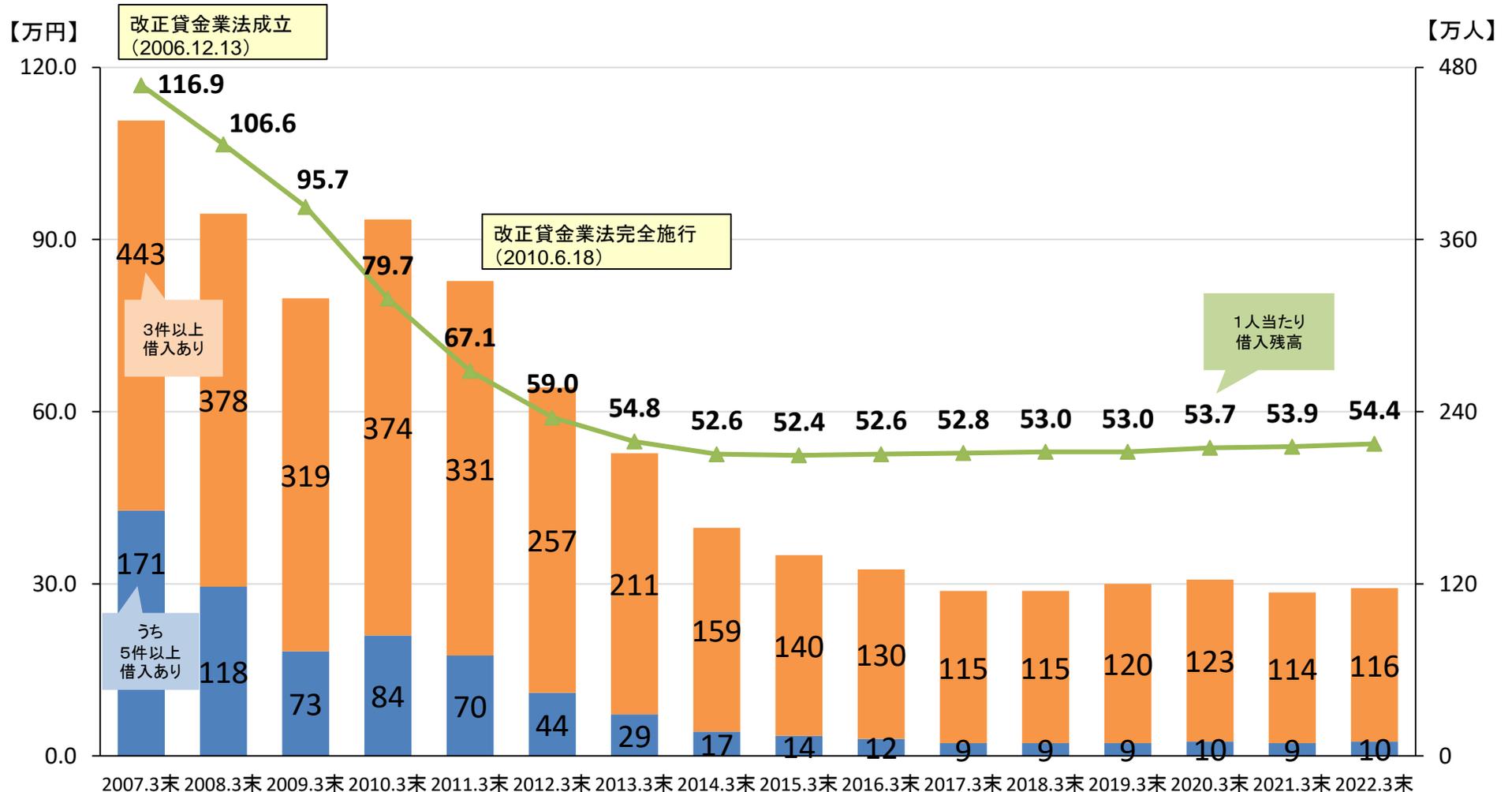
◆ 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体

- 【テーマ①】 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組
（実施予定自治体：2自治体）静岡県、取手市
- 【テーマ②】 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組
（実施予定自治体：5自治体）長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町
- 【テーマ③】 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する取組
（実施予定自治体：1自治体）長野県

1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移(1)

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。(改正貸金業法附則第66条)

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



(出典) (株)日本信用情報機構公表資料から金融庁作成

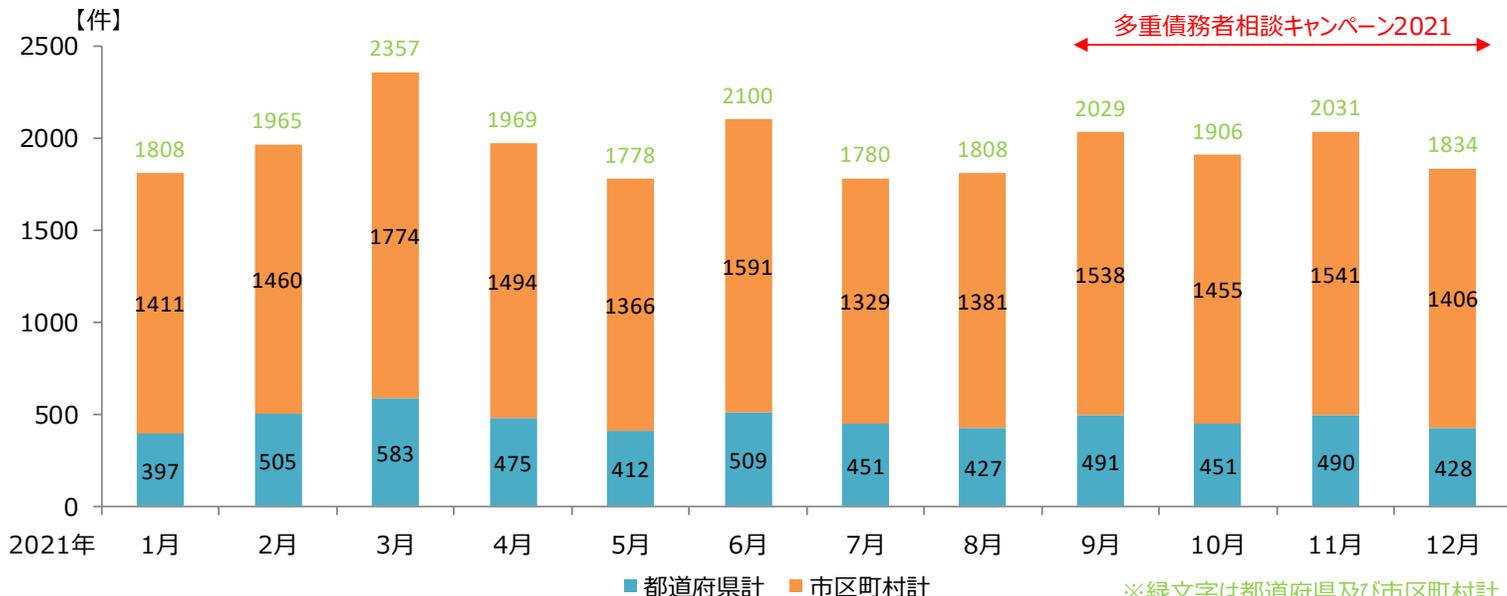
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(1)

■ 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移

【2021】

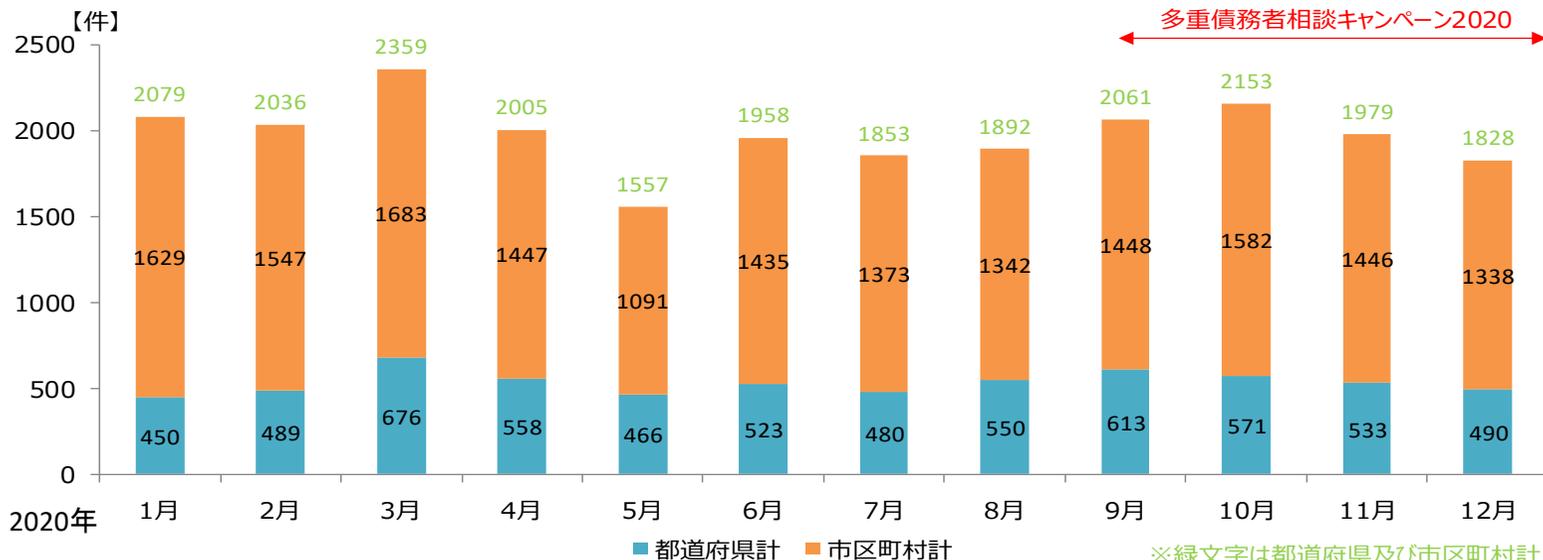
回答機関数
都道府県:44
市区町村:1130

※複数の自治体が広域連携をしている場合、相談受付担当自治体のみ回答。以後のページも同様。



【2020】

回答機関数
都道府県:40
市区町村:1192



※緑文字は都道府県及び市区町村計
(出典) 金融庁アンケート調査

3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(2)

■ 相談者の借金をしたきっかけ (複数回答可)

【2021】

回答機関数

都道府県:43

市区町村:614

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

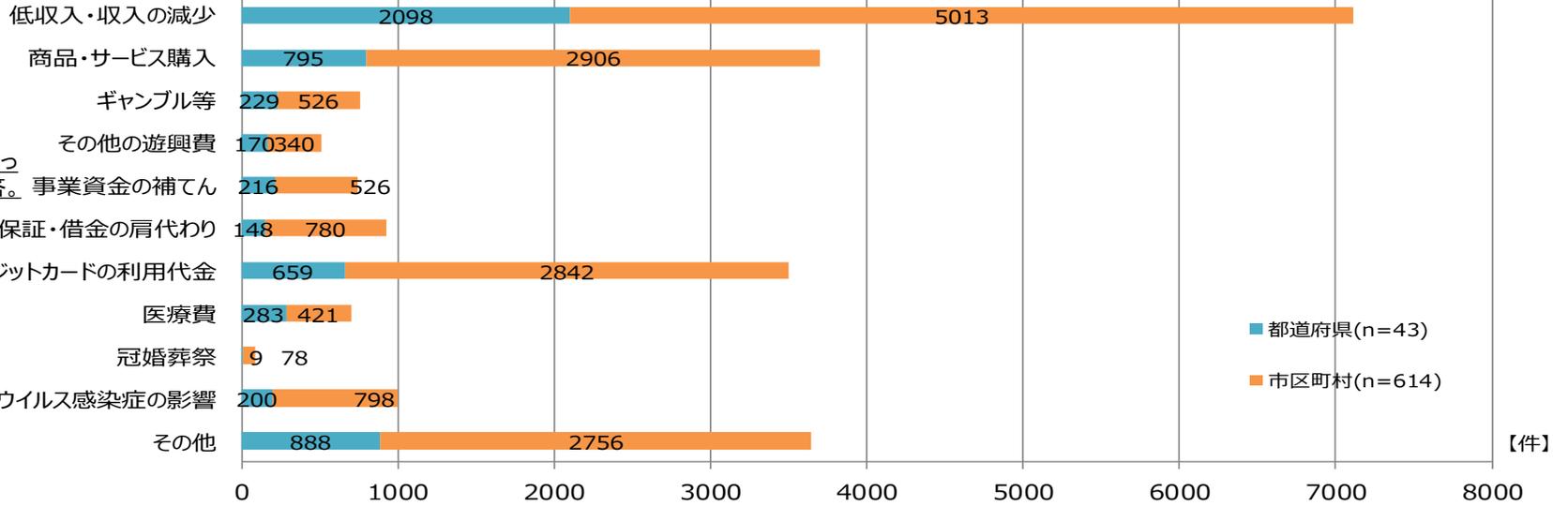
※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。



【2020】

回答機関数

都道府県:40

市区町村:1192

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

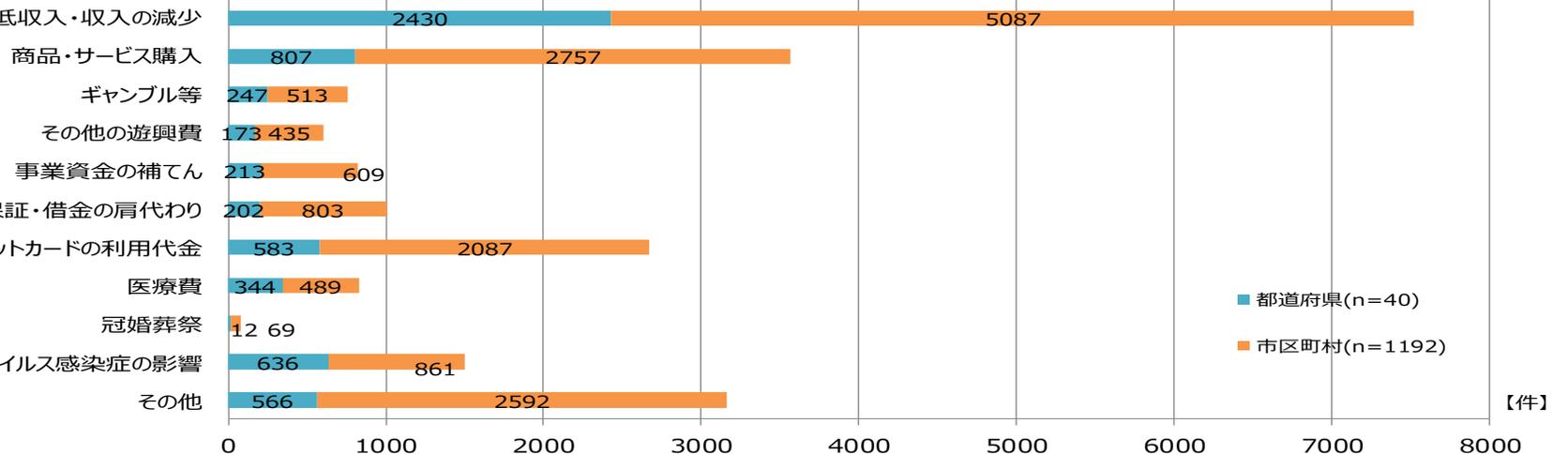
※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

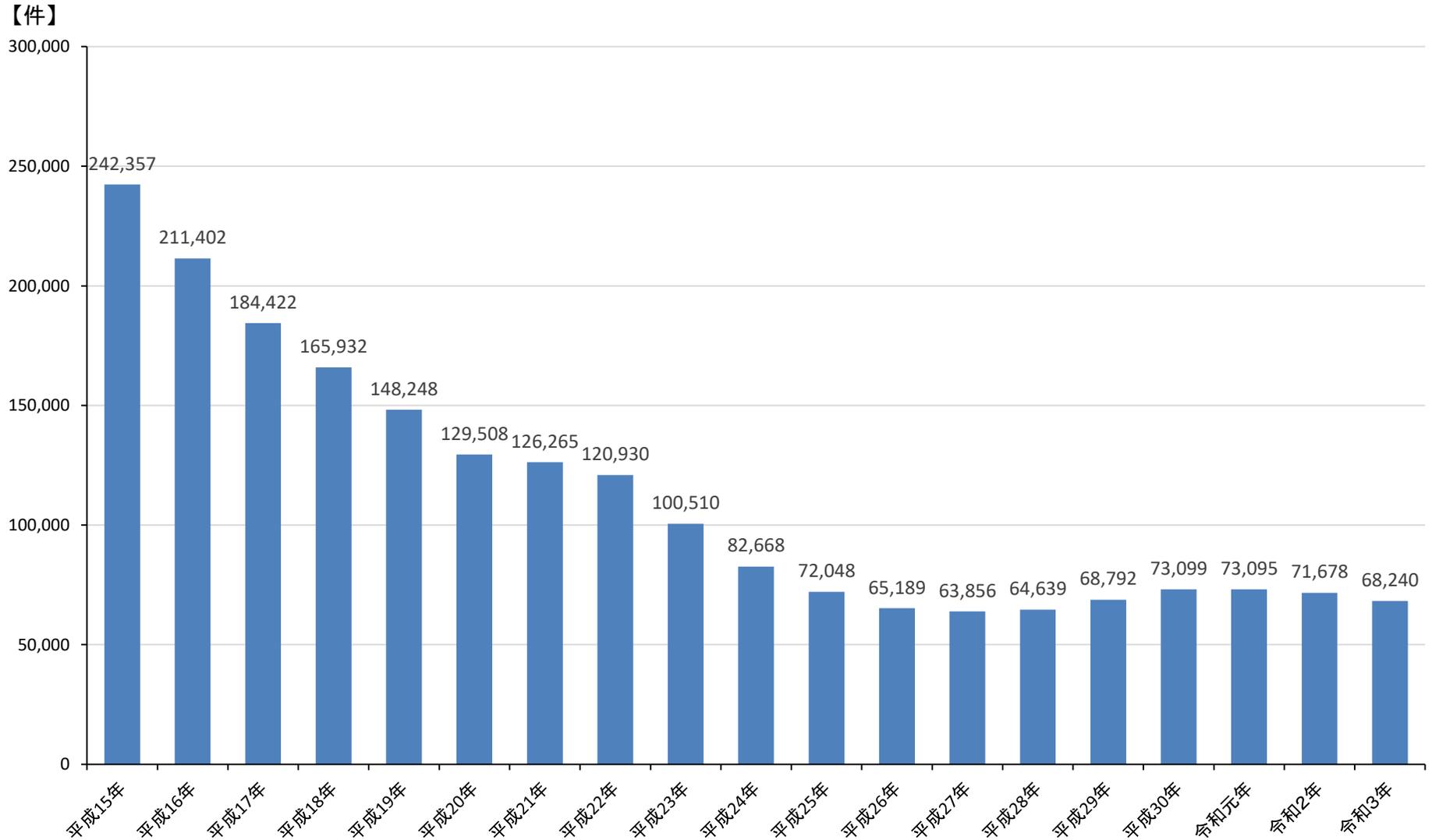
※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。



6. 自然人の自己破産事件の新受件数



(出典)令和2年までは司法統計年報、令和3年は司法統計月報(速報値)